

小松島市 自殺対策計画

平成31年3月
小松島市

天皇の退位等に関する皇室典範特例法(2017(平成 29)年 6 月 9 日成立、2017(平成 29)年 6 月 16 日公布)、及び 2017(平成 29)年 12 月 8 日に決定された政令に基づき、2019 年 5 月 1 日に新たな元号へ改元されます。

本計画では、2020(平成 32)年以降も現在の元号である「平成」を用いて記載していますが、適宜、次のように読み替えをお願いいたします。

2019 年：4 月 30 日までは平成 31 年、5 月 1 日以降は新たな元号の元年

2021 年：新たな元号の 3 年(旧 平成 33 年)

2023 年：新たな元号の 5 年(旧 平成 35 年)

2026 年：新たな元号の 8 年(旧 平成 38 年)

2028 年：新たな元号の 10 年(旧 平成 40 年)

はじめに

わが国の自殺者数は、減少傾向にあるものの、いまだに年間2万人を超える多くのかげがえのない「いのち」が自殺によって失われています。

こうした中、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、平成29年7月には自殺総合対策大綱の見直しがなされました。

この大綱の中で、地方公共団体は国と協力しながら、そして、各関係機関や団体の方々と緊密に連携・協働しながら、自殺対策を推進することがうたわれています。



本市においても、平成24年から29年までの6年間で、50の方が自らのいのちを絶たれたという厳しい現実があります。

こうしたことから、市民一人一人の「いのち」を大切にし、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指し、「小松島市自殺対策計画」を策定いたしました。

今後は、「心身ともに健やかで ひとりひとりの『いのち』が輝くまち 小松島」を理念に掲げ、基本施策に基づき市の既存事業を最大限生かし「生きることの包括的支援」を推進して参りたいと考えております。

結びになりますが、本計画の策定に際しまして、熱心にご審議いただきました自殺対策計画策定会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係機関・団体の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

小松島市長 濱田 保徳

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国の動き	2
3 計画の位置付け	3
4 計画期間	3
第2章 小松島市における自殺の特徴	4
1 統計データでみる小松島市の自殺の現状	4
2 対策が優先されるべき対象群の把握	10
3 小松島市の自殺者の傾向	11
4 こころの健康に関する市民意識調査からみえる現状	12
5 食生活アンケートからみえる現状	19
6 現状からみえる課題	21
第3章 自殺対策の基本的な考え方	23
1 自殺対策に取り組む上での基本認識	23
2 基本理念	24
3 総合計画や健康増進計画との整合	24
4 数値目標	25
5 施策体系	26
第4章 いのちを支える自殺対策における取り組み	27
1 重点施策	27
2 基本施策	28
第5章 自殺対策の推進体制等	44
1 推進体制	44
2 関係機関や団体等の役割	44
3 計画の進捗管理	49
参考：悩みごと 心配ごと相談窓口	51
資料編	88
1 小松島市自殺対策計画策定会議設置要綱	88
2 「小松島市自殺対策計画」策定経過	89
3 小松島市自殺対策計画策定会議委員名簿	89

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にある等、着実に成果を上げています。

しかし、全国の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える状況であり、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

小松島市では、平成 26 年度から 10 年間を計画期間とする「健康こまつしま 21 第2次計画」でも、こころの健康を保つために睡眠不足やストレスへの注意喚起を行っているほか、市の自殺予防に関する行政や市民の取り組みを挙げ、目標の設定をする等、自殺対策に関する事業を進めてきました。

本計画は、自殺対策基本法の趣旨や平成 29 年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱に基づいて、本市における自殺に関する情報収集や現状分析を通じて地域の課題を整理するとともに、自殺対策を総合的に推進する計画として策定するものです。この計画を指針とし、市民、各関係機関・団体等との連携を強化しながら、自殺対策事業を推進し、市民一人一人がかげがえのないのちの大切さを考え、共に支え合う地域社会の実現を目指します。

2 国の動き

自殺対策基本法第 12 条の規定に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」といいます。）が平成 19 年に初めて定められました。

その後、平成 24 年に閣議決定された大綱では、「社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の進捗状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね 5 年を目途に見直しを行う」こととされていました。そのため、平成 29 年に新たな大綱が閣議決定されました。

新たな大綱では、基本理念として、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進するものとするのが新たに掲げられるとともに、基本方針として、自殺対策は「生きることの包括的な支援として推進する」「関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」「対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる」こと等が掲げられました。また、当面の重点施策が拡充され、新たに、「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」、「勤務問題による自殺対策を更に推進する」等が盛り込まれました。推進体制については、「地域における計画的な自殺対策の推進」が盛り込まれました。

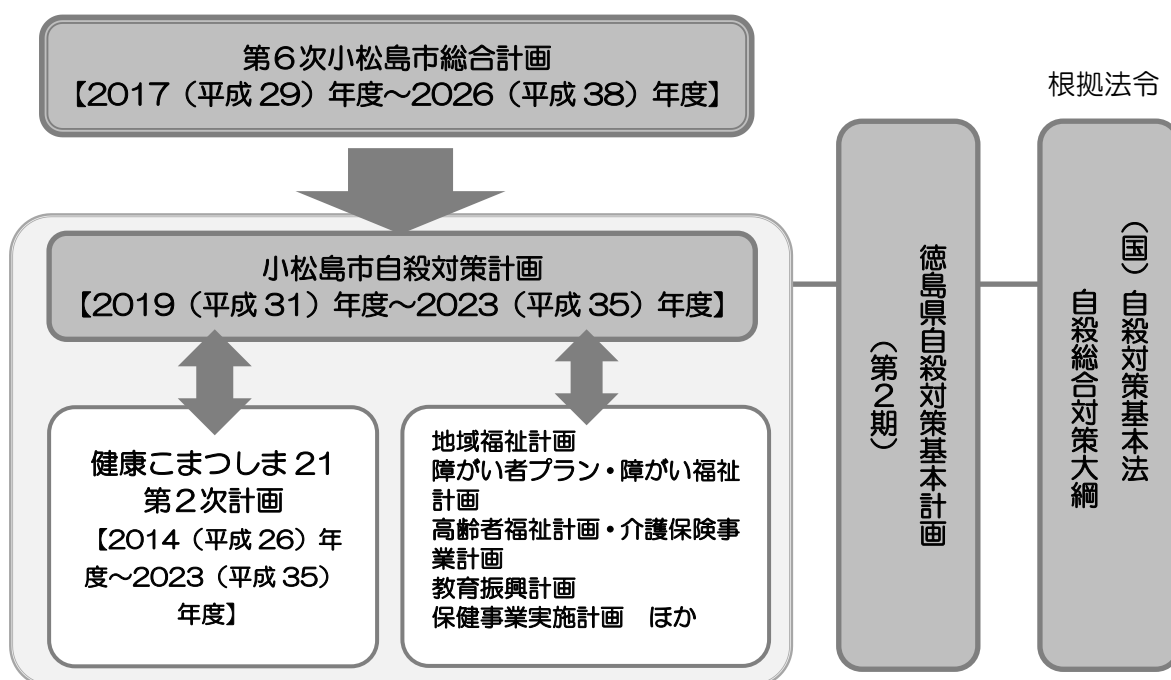
■自殺対策に係る国・県・市の経緯

	平成 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 (2019)	2020	2021	2022	2023	2024 年度
国		○自殺対策基本法制定 ■自殺総合対策大綱閣議決定					■自殺総合対策大綱閣議決定				○自殺対策基本法改正 ■自殺総合対策大綱閣議決定								
徳島県		●徳島県自殺対策連絡協議会設置			●徳島県自殺者ゼロ作戦									徳島県 自殺対策基本計画 (第1期) (平成 28 年度 ~30 年度)	徳島県 自殺対策基本計画 (第2期) (平成 31 年度~2023 年度)				
小松島市															小松島市自殺対策計画 (平成 31 年度~2023 年度)				

3 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定により、小松島市における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。

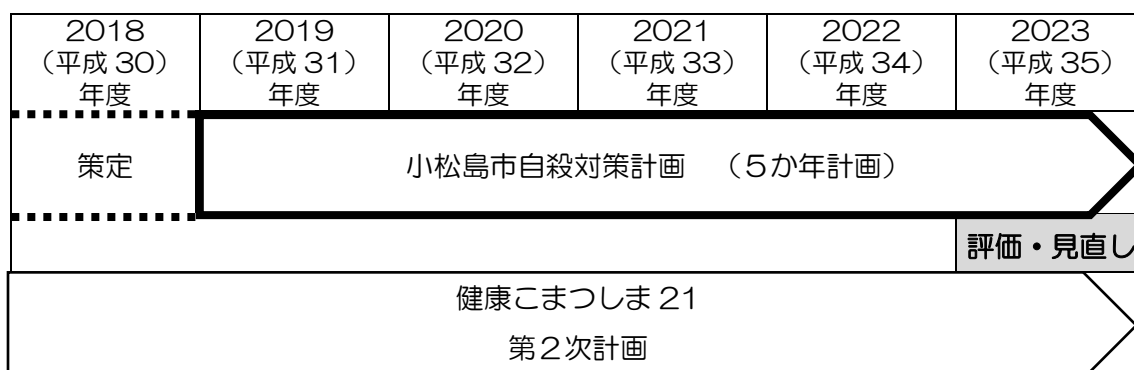
また、「第 6 次小松島市総合計画」（平成 29 年度～平成 38 年度）、「健康こまつしま 21 第 2 次計画」（平成 26 年度～平成 35 年度）をはじめ、健康・福祉に関する計画や、自殺総合対策大綱及び徳島県自殺対策基本計画との整合を図りながら策定するものです。



4 計画期間

本計画の期間は、2019（平成 31）年度から 2023（平成 35）年度までの 5 か年とし、計画最終年度に評価と見直しを行います。また、関連計画である「健康こまつしま 21 第 2 次計画」と連携を図って、推進するものとします。

なお、法制度等の改正があった際には、必要に応じて見直しを行います。



第2章 小松島市における自殺の特徴

1 統計データでみる小松島市の自殺の現状

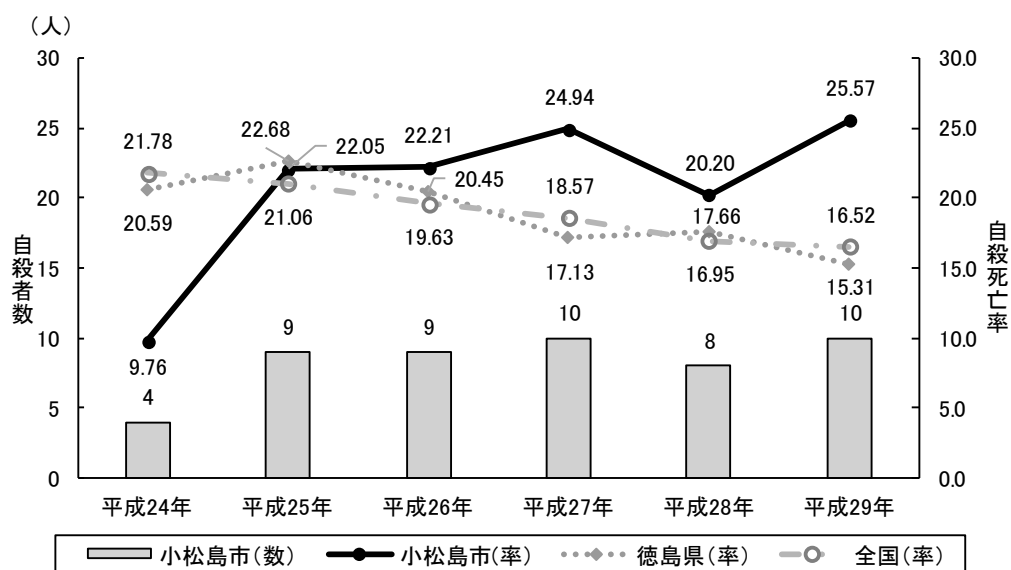
(1) 自殺者数及び人口10万人当たりの自殺死亡者数（自殺死亡率）の推移

平成24年から29年までの本市の自殺者数は10人程度で推移しており、最も少なかったのが平成24年の4人、最も多かったのが平成27年、29年の10人となっています。

人口10万人当たりの自殺死亡者数（自殺死亡率）は、全国では平成24年の21.78を、徳島県では平成25年の22.68をピークに減少傾向にあります。

しかし、本市の自殺死亡率は、平成25年以降、全国の自殺死亡率を上回っており、平成26年以降は徳島県をも上回っています。また、最も低いのは平成24年の9.76、最も高いのは平成29年の25.57となっています。

図表 自殺者数及び自殺死亡率（人口10万人当たり）の推移

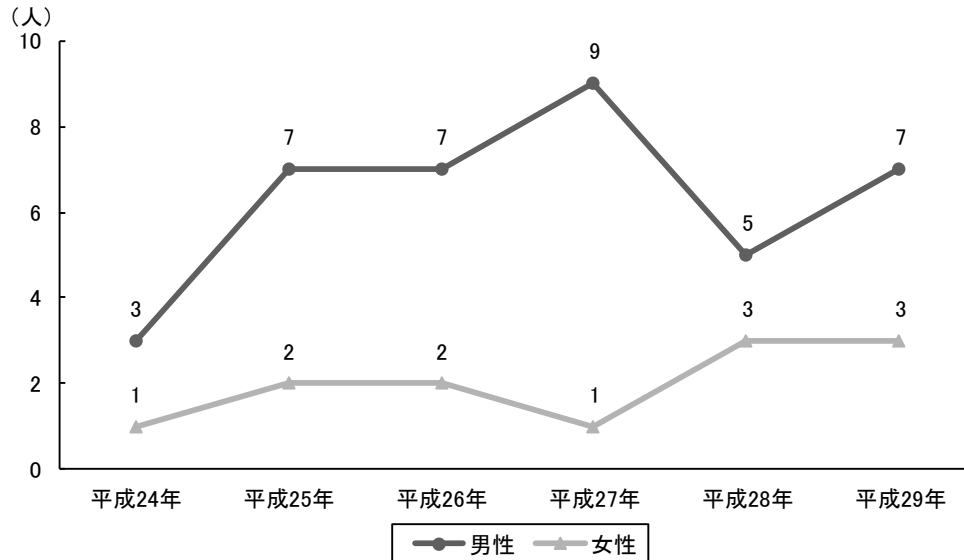


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(2) 性別自殺者数の推移

本市の自殺者数の推移を性別で見ると、平成24年から29年までいずれの年も男性が女性を上回っています。男性と女性の差が最も大きいのは平成27年の8人、最も小さいのは平成24年、28年の2人となっていて、6年間の総数では男性が38人、女性が12人で、男性は女性の3倍程度となっています。

図表 性別自殺者数の推移

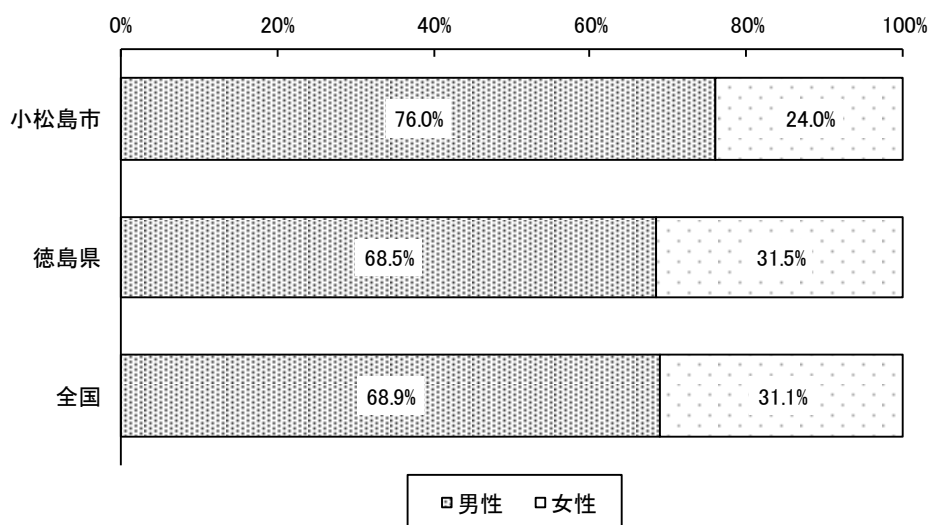


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

●性別割合の比較（全国・徳島県・市）

平成24年から29年の6年間の累計を全国・徳島県と比較してみると、本市は男性の割合が76.0%と、全国、徳島県を上回っています。

図表 自殺者の性別割合の比較（平成24～29年の6年間累計）

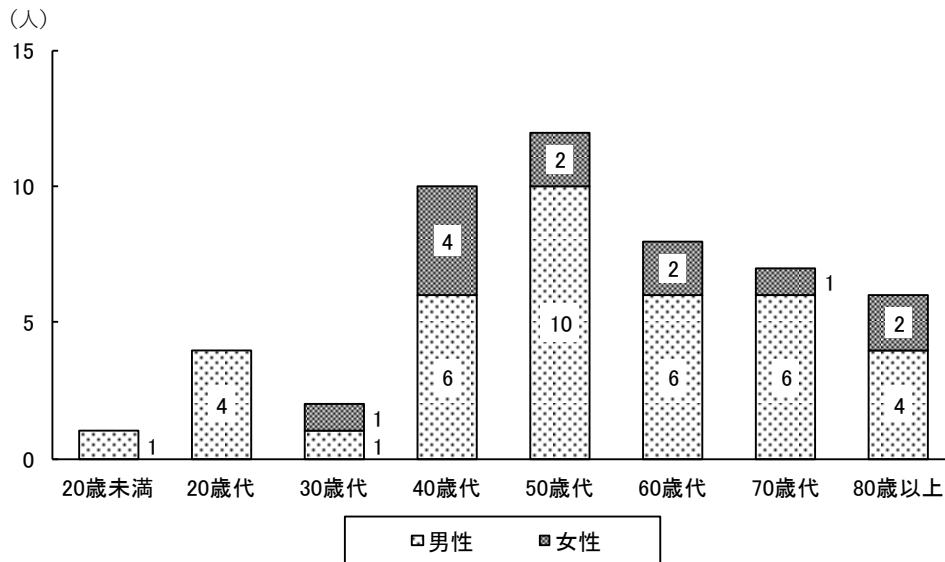


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 年代別・性別自殺者数

平成 24 年から 29 年までの本市の自殺者数の合計を年代別で見ると、50 歳代が 12 人で最も多く、次いで 40 歳代が 10 人となっており、最も少ないのは 20 歳未満で 1 人となっています。また、性別では、30 歳代を除き男性が女性を上回っています。また、男性は 50 歳代、女性は 40 歳代をピークにその前後で減少傾向となっています。

図表 年代別・性別の自殺者数（平成 24～29 年の 6 年間累計）

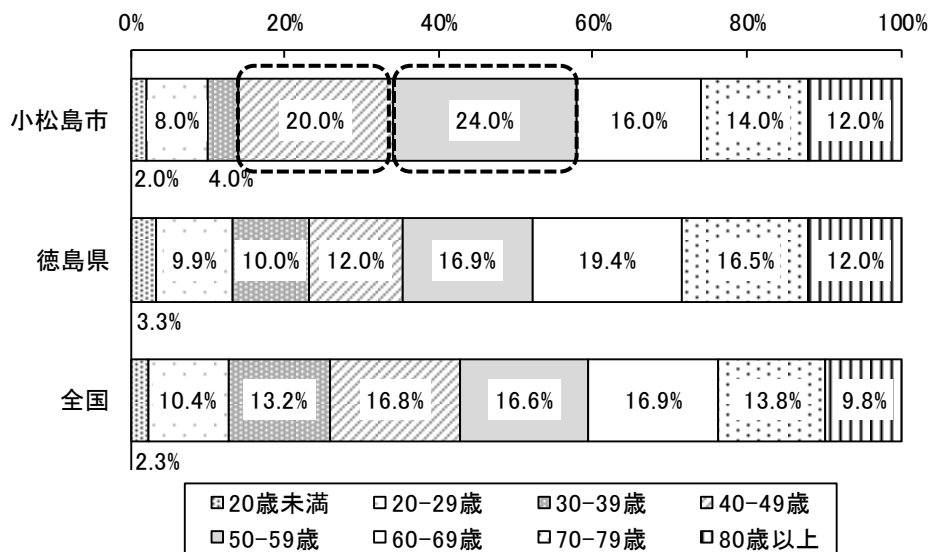


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

●年代別割合（全国・徳島県・市）

平成 24 年から 29 年の 6 年間の累計を全国・徳島県と比較してみると、本市の 30 歳代までは全国、徳島県を下回っており、40 歳代・50 歳代では大きく上回っています。

図表 年代別の自殺者数（平成 24～29 年の 6 年間累計）

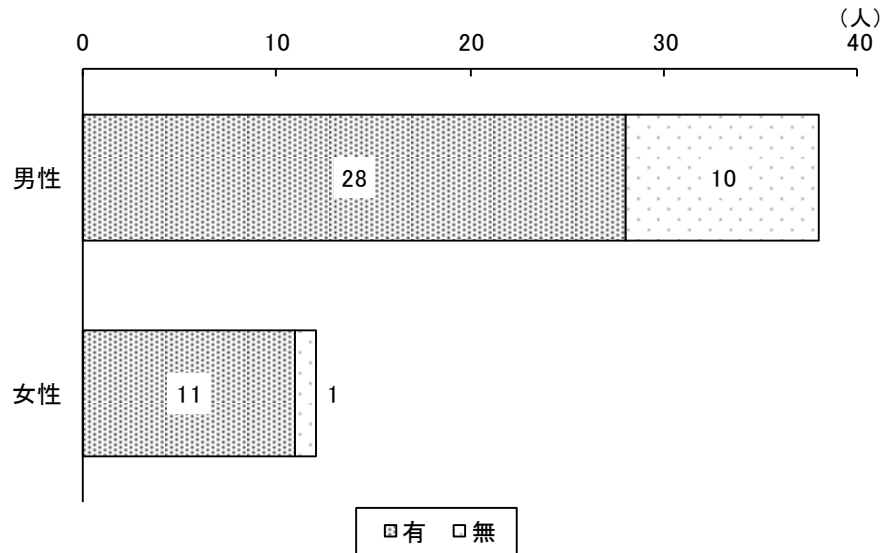


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(4) 同居人の有無別自殺者数

平成 24 年から 29 年までの本市の自殺者数の合計を同居人の有無別で見ると、「有」は男性で 28 人、女性で 11 人と、男女共に「無」を大幅に上回っています。

図表 同居人の有無別の自殺死亡者（平成 24～29 年の 6 年間累計）



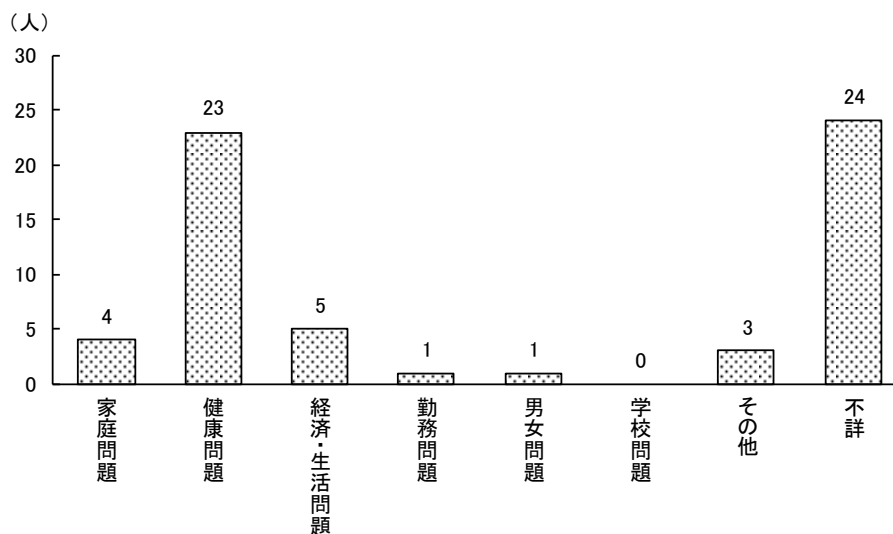
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(5) 原因・動機別自殺者数

平成 24 年から 29 年までの本市の自殺者数の合計を原因・動機別で見ると、「不詳」を除くと「健康問題」が 23 人と最も多くなっています。しかし、自殺の危機要因イメージ図（P10）にもあるように、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、これらが連鎖する中で起きていると考えられます。

図表 原因・動機別の自殺者数（平成 24～29 年の 6 年間累計）

※原因が複数の場合があるため、自殺者数の総数と異なっています。

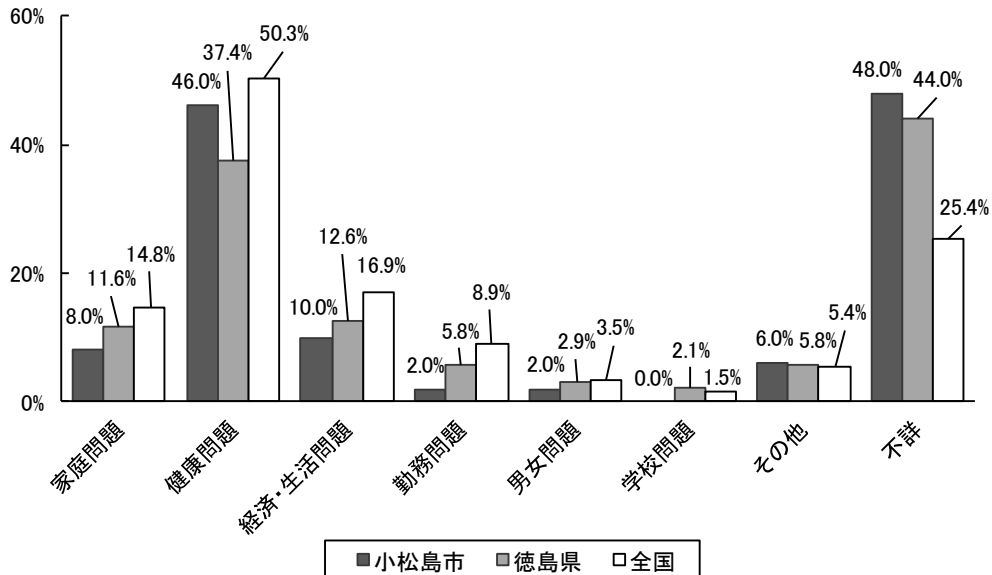


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

●原因・動機別割合（全国・徳島県・市）

平成 24 年から 29 年までの原因・動機別割合を全国・徳島県と比較してみると、本市は、「不詳」を除くと「健康問題」が高く、全国や徳島県と同様の傾向となっています。

図表 原因・動機別の割合（平成 24～29 年の 6 年間の累計）

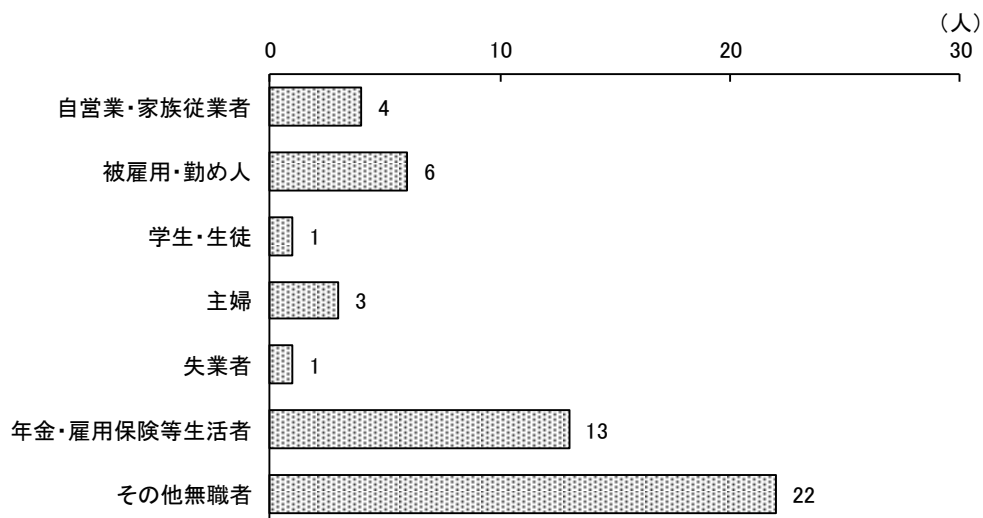


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

（6）職業別自殺者数

平成 24 年から 29 年までの本市の自殺者数の合計を職業別でみると、「その他無職者」が最も多く、次いで「年金・雇用保険等生活者」となっています。

図表 職業別の自殺者数（平成 24～29 年の 6 年間累計）

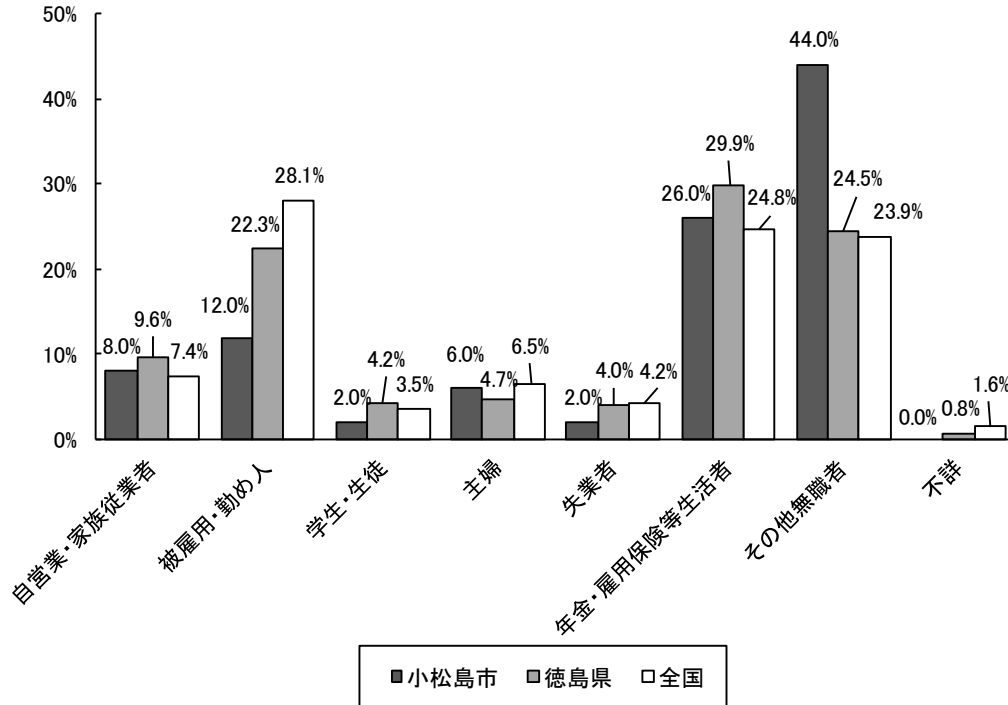


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

●職業別割合（全国・徳島県・市）

平成24年から29年までの職業別割合を全国・徳島県と比較してみると、本市は「その他無職者」の割合が特に高くなっている一方、「被雇用・勤め人」が低くなっています。

図表 自殺者の職業別割合（平成24～29年の6年間累計）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

2 対策が優先されるべき対象群の把握

(1) 小松島市の自殺の特徴

各自治体の自殺対策計画の策定支援を行う自殺総合対策推進センターの分析から、本市の平成 25～29 年の自殺者数は合計 46 人(男性 35 人、女性 11 人)となっており、自殺者数の多い上位 5 区分が地域の主な自殺の特徴として抽出されています。

主な自殺の特徴 (特別集計 (自殺日・住居地、平成 25～29 年合計))

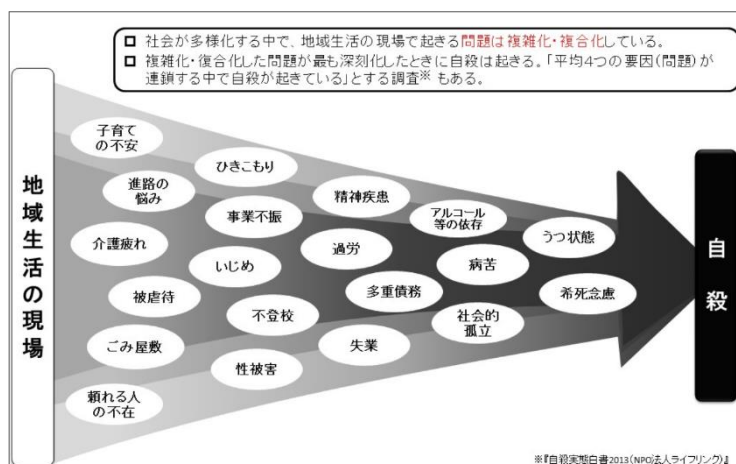
上位 5 区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位：男性 60 歳以上無職同居	11	23.9%	62.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位：男性 60 歳以上無職独居	5	10.9%	163.5	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位：男性 40～59 歳有職同居	5	10.9%	26.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位：男性 40～59 歳無職独居	4	8.7%	572.5	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位：男性 40～59 歳無職同居	4	8.7%	173.0	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

資料：地域自殺実態プロフィール【2018 更新版】(自殺総合対策推進センター)

- *順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としています。
- *自殺率の母数(人口)は平成 27 年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計しています。
- *「背景にある主な自殺の危機経路」の欄には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうち的主要なものが記載されています。「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書 2013 (NPO 法人ライフリンク) を参考にしました。

自殺に至るまでの背景は一様ではありません。過労や生活困窮、育児・介護疲れ、学校や職場での問題等の様々な要因が複雑に絡み合い、社会とのつながりの減少、生きていても役に立たないという喪失感、与えられた役割に対する過剰な負担感等から、心身の不調をきたす中で、精神的に追い込まれ、危機的な状態に追い込まれてしまいます。こうしたことは、「誰にでも起こり得る危機」です。

図表 自殺の危機要因イメージ図



3 小松島市の自殺者の傾向

本市における自殺者の傾向は以下のとおりです。(1)は「地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)」から、(2)は自殺総合対策推進センターから提供のあった「地域自殺実態プロファイル」を基に傾向を読み取っています。「地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)」は年齢を20歳未満、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代、80歳以上と区分しており、50歳代の自殺者数及び自殺死亡率が最も高くなっています。一方で、「地域自殺実態プロファイル」では、地域の主な自殺の特徴を20～39歳、40～59歳、60歳以上という年齢区分で算出しており、自殺者数が最も多い集団は、「60歳以上・男性・無職者・同居」となっています。

(1) 小松島市における自殺者の傾向

- ① 平成25年以降、自殺者数・自殺死亡率共に上昇傾向です。
- ② 性別で見ると、平成24～29年のいずれの年も男性が女性を上回っており、全ての年代で男性が大きく上回っています。また、男性の割合は全国や徳島県より高くなっています。
- ③ 年代別で見ると、自殺者数は50歳代が最も多く、50歳代の年代別割合は全国や徳島県を上回っています。
- ④ 同居の有無別で見ると、男女共に同居人「有」の自殺者数が圧倒的に多くなっています。
- ⑤ 職業別で見ると、「無職者」が最も多く、次いで「年金・雇用保険等生活者」となっています。「被雇用・勤め人」の割合は全国や徳島県と比較して低くなっています。

(2) 小松島市における自殺のリスクが高い集団

- ① 地域自殺実態プロファイルによると、自殺者数が最も多い集団は、「60歳以上・男性・無職者・同居」です。
- ② 次に自殺者数が多い集団は、「60歳以上・男性・無職者・独居」です。
- ③ 次いで「40～59歳・男性・有職者・同居」、「40～59歳・男性・無職者・独居」、「40～59歳・男性・無職者・同居」が続きます。

4 こころの健康に関する市民意識調査からみえる現状

(1) 市民意識調査の概要

市民意識調査の概要は以下のとおりとなっています。

- 調査対象：平成30年4月1日現在、18歳～79歳の市民から無作為抽出した1,000名
- 調査期間：平成30年9月～10月
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 配布・回収状況：

配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
1,000票	304票	304票	30.4%

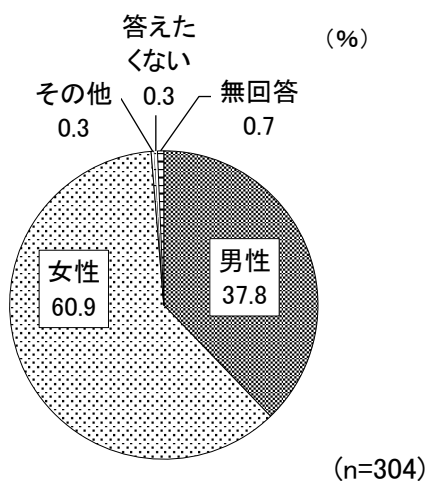
(2) 市民意識調査の結果

●回答者の属性

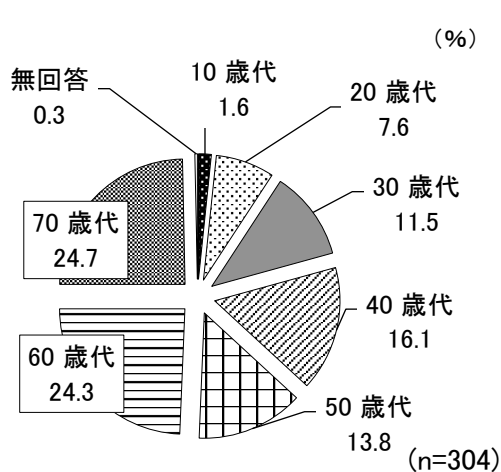
回答者の属性について、性別をみると、「女性」で60.9%、「男性」で37.8%となっています。

年齢は、「70歳代」で24.7%と最も高く、次いで「60歳代」で24.3%と、60歳代以上がほぼ半数となっています。

図表 回答者の性別



図表 回答者の年齢

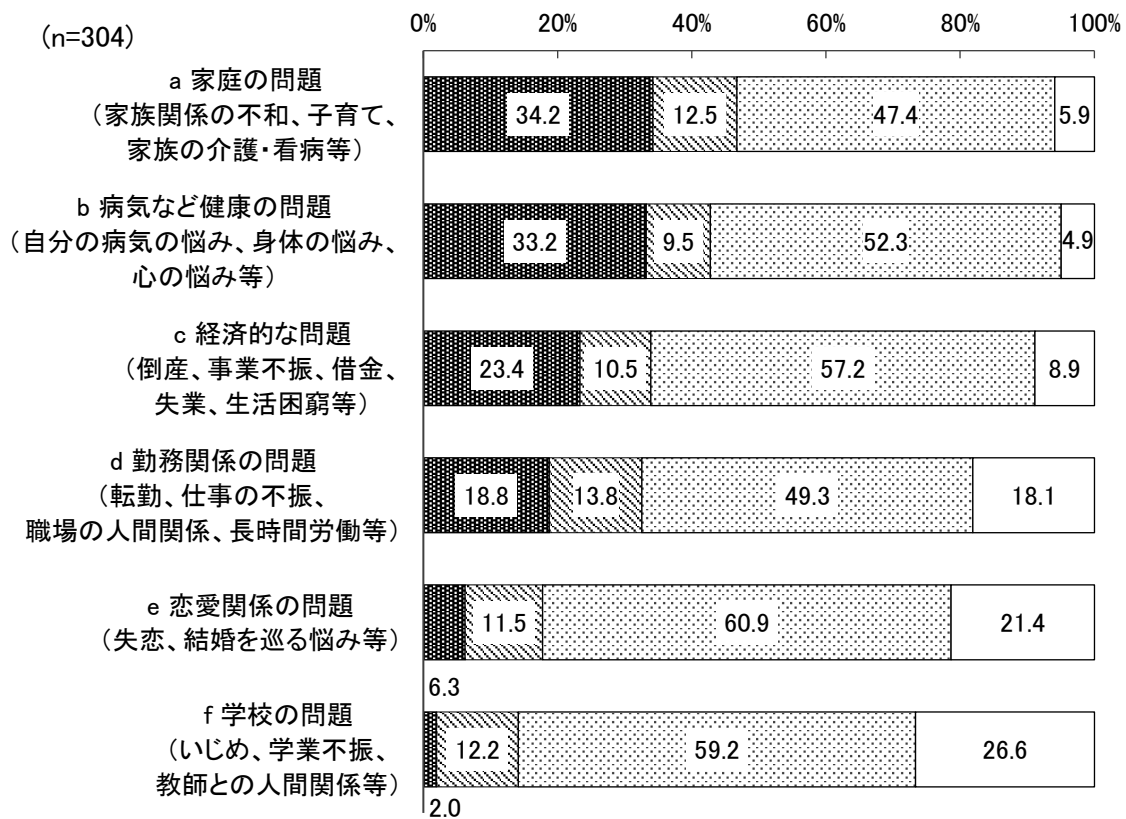


●日頃感じる悩みや苦勞、ストレス、不満

日頃感じる悩みや苦勞、ストレス、不満をみると、「現在ある」は「a 家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）」で34.2%と最も高く、次いで「b 病気など健康の問題（自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等）」で33.2%となっています。また、『感じたことがある』※は、「a 家庭の問題」で46.7%と最も高く、次いで「b 病気など健康の問題」で42.7%と、いずれも4割以上となっています。

※「現在ある」+「かつてあったが今はない」=『感じたことがある』

図表 日頃感じる悩みや苦勞、ストレス、不満



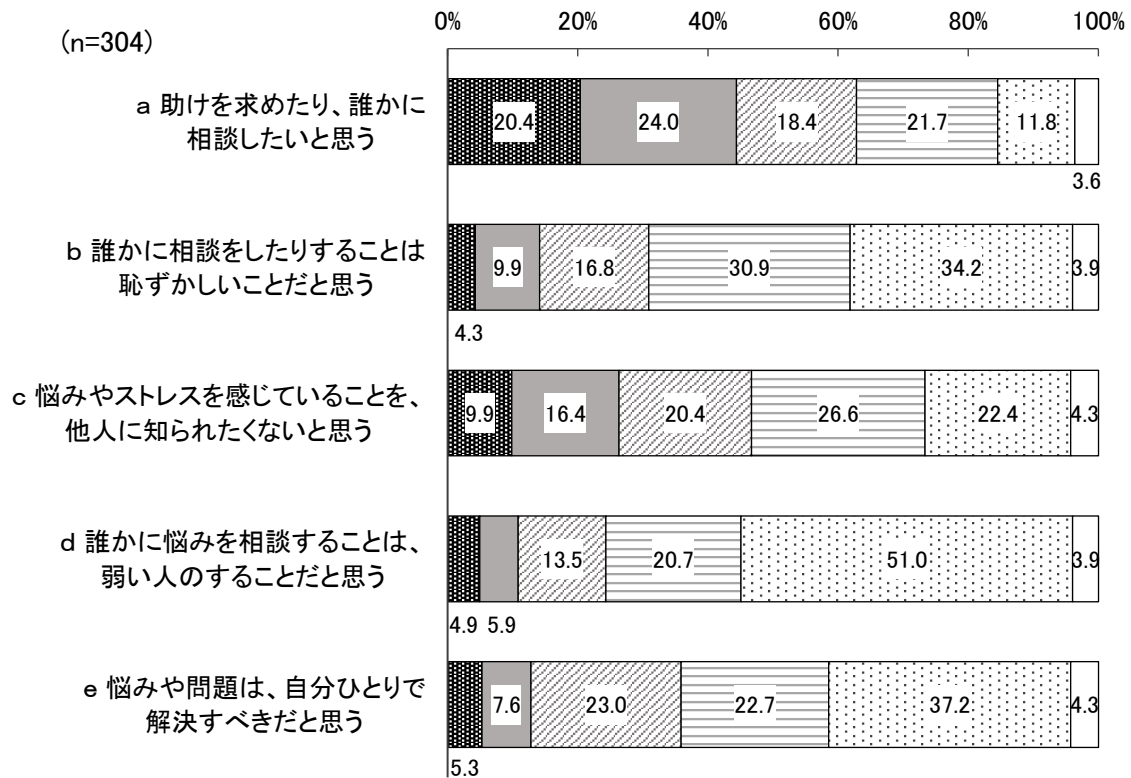
■現在ある ■かつてあったが今はない ■意識して感じたことはない □無回答

●悩みやストレスを感じた時の考え方

悩みやストレスを感じた時の考え方をみると、「a 助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」は『思う』※が44.4%で4割以上となっていますが、それ以外はいずれも『思わない』が『思う』を上回っています。ただし、「c 悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」は『思う』が26.3%であるほか、「b 誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う」は14.2%、「e 悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う」は12.9%と、1割から2割を超える割合を占めています。「a 助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」についても『思わない』が33.5%となっています。

※「そう思う」＋「ややそう思う」＝『思う』
 「そう思わない」＋「あまりそう思わない」＝『思わない』

図表 悩みやストレスを感じた時の考え方



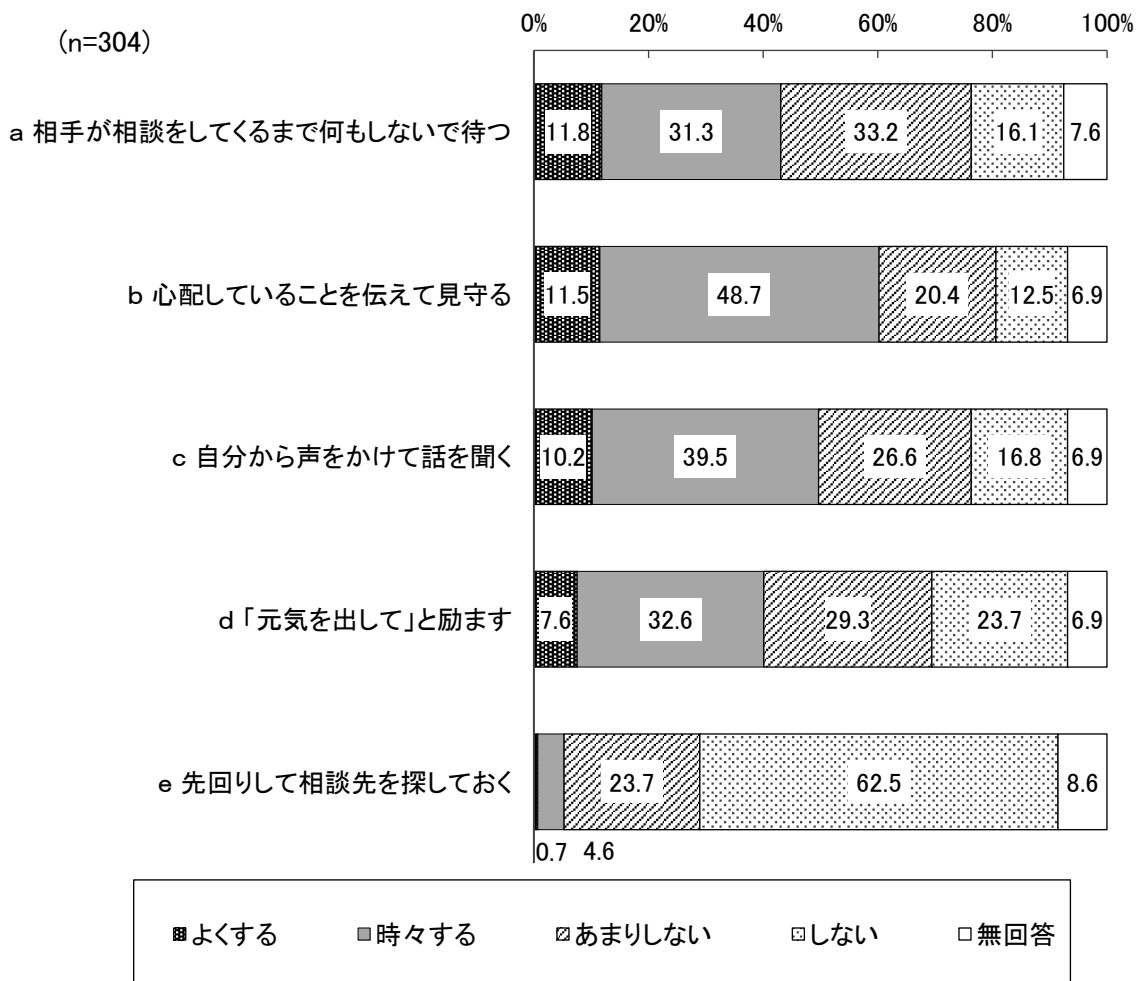
■そう思う ■ややそう思う ■どちらともいえない ■あまりそう思わない ■そう思わない ■無回答

●身近な人がいつもと違って辛そうに見えた時の対応

身近な人がいつもと違って辛そうに見えた時の対応をみると、『そうする』※は「b 心配していることを伝えて見守る」で60.2%と最も高く、次いで「c 自分から声をかけて話を聞く」で49.7%となっています。また、「a 相手が相談をしてくるまで何もしないで待つ」は『そうしない』が49.3%となっており、半数程度が何らかの働きかけをしていることがうかがえます。

※「よくする」+「時々する」=『そうする』
 「しない」+「あまりしない」=『そうしない』

図表 身近な人がいつもと違って辛そうに見えた時の対応



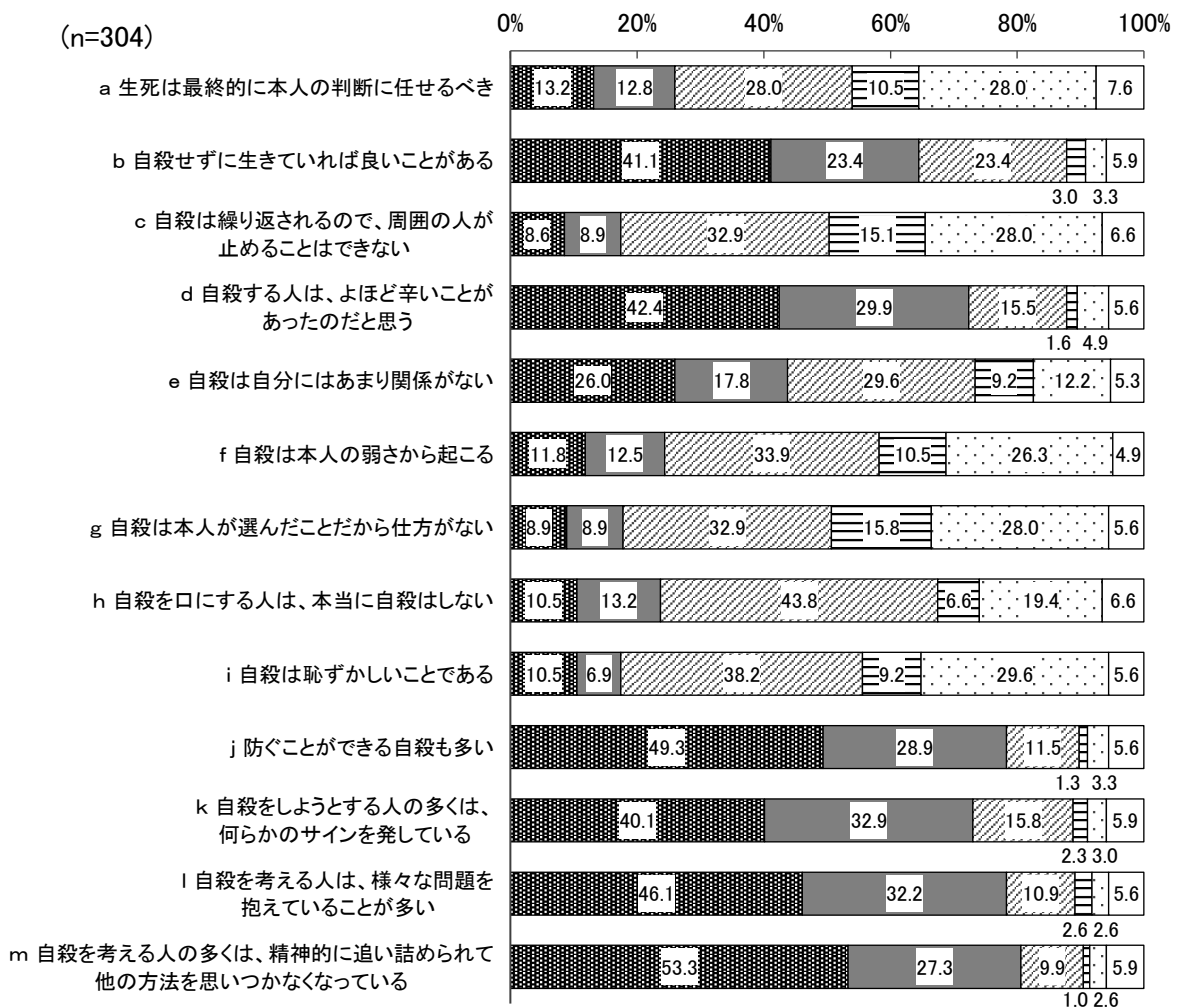
●「自殺」についてどのように思うか

「自殺」についてどのように思うかをみると、『思う』※は「m 自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」で80.6%と最も高く、次いで「l 自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い」で78.3%となっていて、そのほか「j 防ぐことができる自殺も多い」、「k 自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している」、「d 自殺する人は、よほど辛いことがあったのだと思う」で7割を超え、「b 自殺せずに生きていれば良いことがある」で6割を超えています。また、「e 自殺は自分にはあまり関係がない」は43.8%となっています。

また、『思わない』は「c 自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない」で43.1%、「a 生死は最終的に本人の判断に任せるべき」で38.5%となっています。

※「そう思う」＋「ややそう思う」＝『思う』
 「そう思わない」＋「あまりそう思わない」＝『思わない』

図表 「自殺」についてどのように思うか

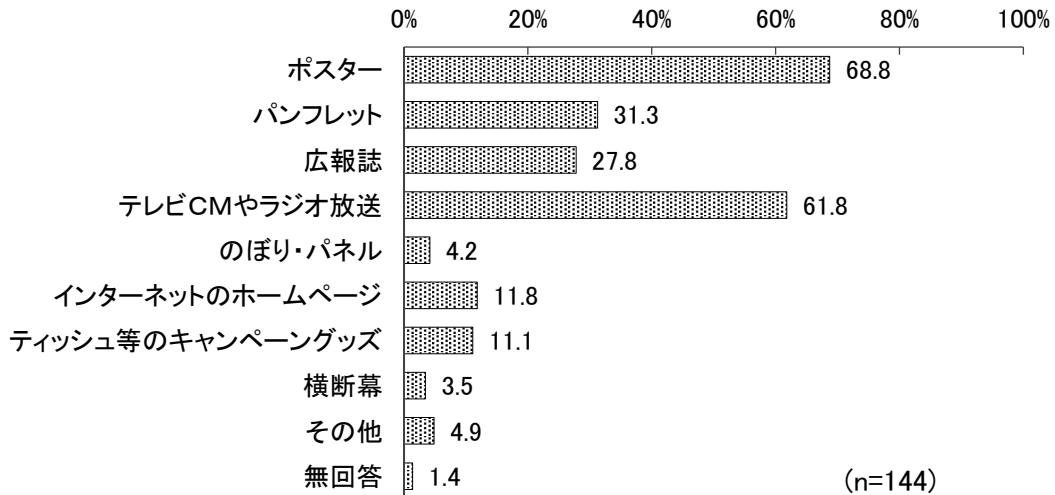


■ そう思う ■ ややそう思う □ どちらともいえない □ あまりそう思わない □ そう思わない □ 無回答

●見たり聞いたりしたことのある自殺対策に関する啓発物

見たり聞いたりしたことのある自殺対策に関する啓発物をみると、「ポスター」で68.8%と最も高く、次いで「テレビCMやラジオ放送」で61.8%と半数を超えています。一方、「横断幕」は3.5%、「のぼり・パネル」は4.2%と低くなっています。

図表 見たり聞いたりしたことのある自殺対策に関する啓発物

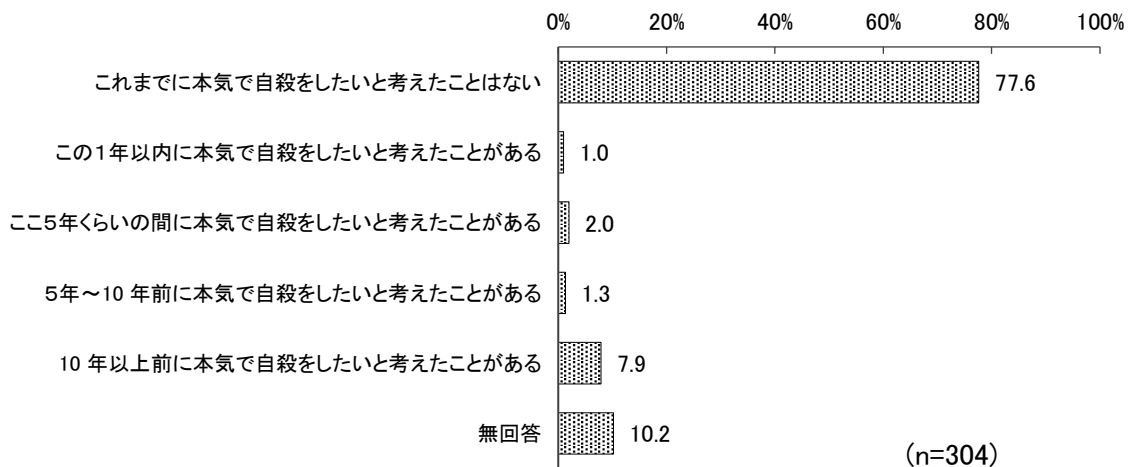


●本気で自殺をしたいと考えたことの有無

本気で自殺をしたいと考えたことの有無をみると、「これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない」が77.6%となっており、『自殺をしたいと考えたことがある』※は12.2%となっています。

※ 「この1年以内に本気で自殺をしたいと考えたことがある」 + 「ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある」 + 「5年～10年前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」 + 「10年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」 = 『自殺をしたいと考えたことがある』

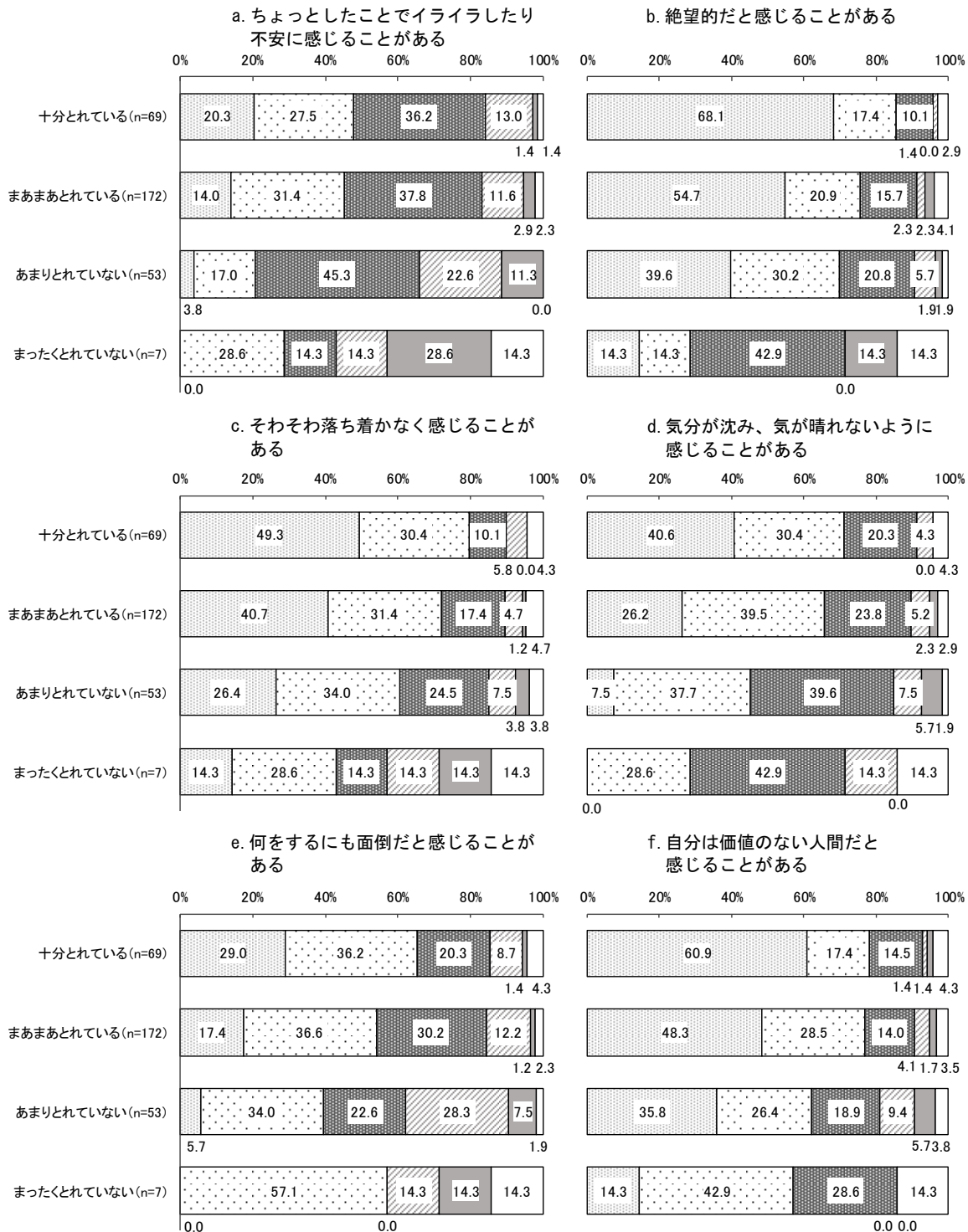
図表 本気で自殺をしたいと考えたことの有無



●睡眠による休養と不安を感じたり気分が落ち込むことの相関

睡眠による休養と不安を感じたり気分が落ち込むことの相関をみると、不安を感じたり気分が落ち込むことは、いずれの項目も睡眠が十分とれなくなるにしたがって、「全くない」の割合が低くなっています。そのため、睡眠が十分とれなくなると、不安を感じたり気分が落ち込みやすくなることが考えられます。

図表 睡眠による休養と不安を感じたり気分が落ち込むことの相関



※各項目の「まったくとれていない」は回答数が少ないため、参考として掲載しています。

5 食生活アンケートからみえる現状

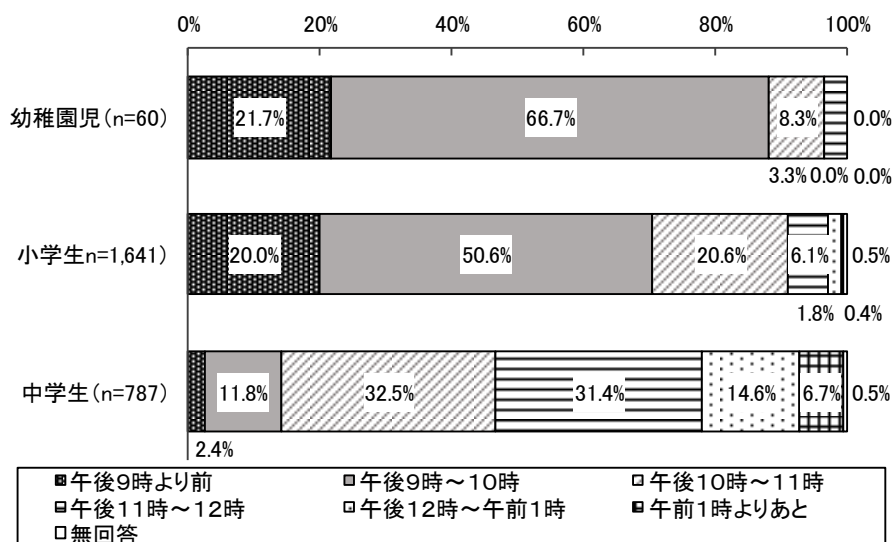
平成30年5月に、小松島市学校食育推進委員会が市内の幼稚園児60名、小学生1,641名、中学生787名を対象に行った食生活アンケート調査結果の概要は以下のとおりです。

●就寝時間

「昨夜は何時に寝ましたか」という質問に対して、幼稚園児・小学生共に「午後9時～10時」が最も高く、次いで「午後9時より前」、「午後10時～11時」となっていますが、中学生では「午後10時～11時」が最も高く、次いで「午後11時～12時」、「午後12時～午前1時」となっています。

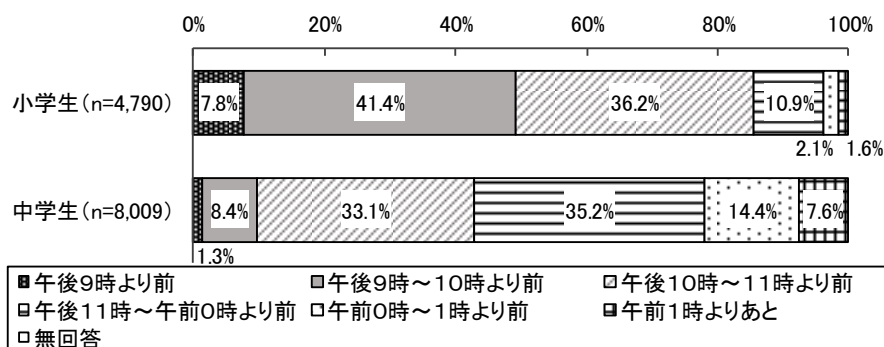
午後10時までに寝る小学生の割合は、全国が49.2%、本市が70.6%と、本市の小学生の就寝時間は全国と比較して早い傾向となっています。

図表 前日の就寝時間



<参考 全国調査の結果>

文部科学省が平成26年度に実施した「『家庭教育の総合的推進に関する調査研究』—睡眠を中心とした生活習慣と子供の自立等との関係性に関する調査—」において、全国の小学生及び中学生を対象に「次の日に学校がある日は、ふだん何時ごろに寝ますか。」と聞いた結果は以下のとおりです。

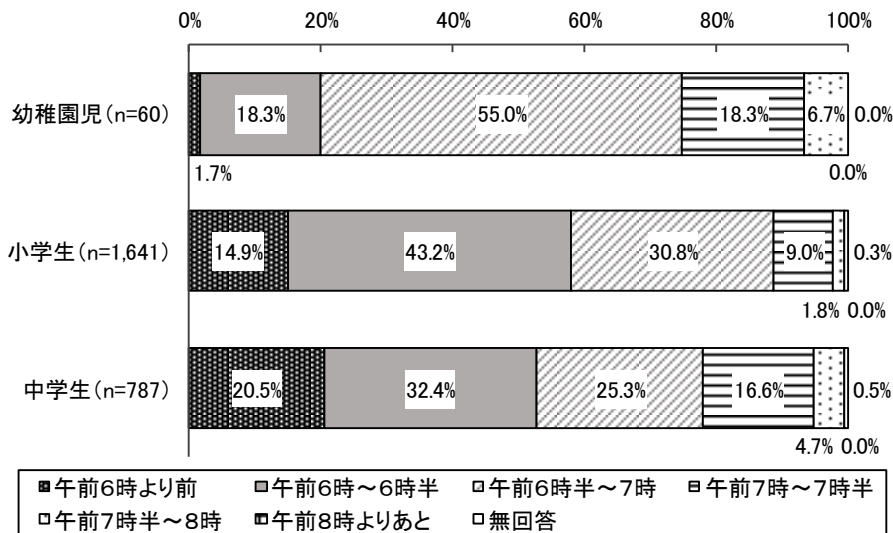


●起床時間

「今朝は何時に起きましたか」という質問に対して、幼稚園児は「午前6時半～7時」が最も高く、小学生と中学生は「午前6時～6時半」が最も高くなっています。また、中学生は、「午前6時より前」が小学生よりも高い一方、「午前7時～7時半」や「午前7時半～8時」も小学生より高くなっています。

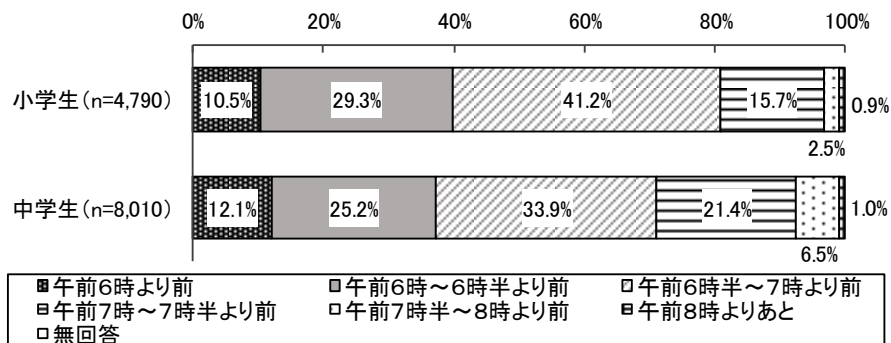
午前6時半までに起きる小学生の割合は全国が39.8%、本市が58.1%と、本市の小学生の起床時間は全国と比較して早い傾向となっています。

図表 当日の起床時間



<参考 全国調査の結果>

文部科学省が平成26年度に実施した「『家庭教育の総合的推進に関する調査研究』—睡眠を中心とした生活習慣と子供の自立等との関係性に関する調査—」において、全国の小学生及び中学生を対象に「学校がある日は、ふだん何時ごろに起きますか。」と聞いた結果は以下のとおりです。



6 現状からみえる課題

統計データでみる自殺の現状や本市の自殺者の傾向、市民意識調査の結果から、本市の自殺対策の課題について整理すると、以下のとおりです。

(1) 啓発について

市民意識調査の結果からは、悩みやストレスを感じた時に助けを求めたり、誰かに相談することに対して抵抗をもっている人が少数ではなく、こうした認識が自殺のリスクを抱える方への理解不足につながっていくことも考えられます。本市でも自殺対策等の普及・啓発活動を行ってきていますが、今後も、こうした認識を払拭し、理解を深めるための普及・啓発活動を進めていくことが重要です。

また、啓発活動に当たっては、自殺対策に関する啓発物に関して、見たり聞いたりしたことのある割合が非常に低いものもあり、今後、普及・啓発活動を進めていくに当たっては、その方法についても改めて検討し、効果的に行うことができるようにしていくことが求められます。

(2) 生きるための支援体制について

統計データでの自殺の原因・動機や職業等から、自殺者には健康問題や経済的な問題があることがうかがえます。また、市民意識調査の結果から、日頃感じる悩みや苦勞、ストレス、不満について、家庭の問題や、病気等の健康の問題など、複数の悩みやストレスを抱えている人がいることが分かります。本市でも健康の維持、増進に関する取り組みや生活困窮者等への相談、支援等を行ってきていますが、今後は健康問題を抱える方や、生活困窮者等が社会的に孤立しないよう、孤立を防ぐための居場所づくり、就労支援の取り組み等の個別の対応をできるよう、生きるための阻害要因を減らしていくことが求められます。また、同時に健康づくりや生きがいづくり等の生きることを促進するための取り組みを強化し、生きるための包括的な支援を行っていく必要があります。

(3) 人材育成について

市民意識調査の結果からも、自殺は防ぐことのできるものであり、自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発しているということは、多くの方が認識していることがうかがえます。一方で、統計データでは、男女共に同居人がいる人の自殺者数が圧倒的に多くなっています。このため、同居家族をはじめとした身近にいる人が早期に自殺の兆候に気づき、適切な対応ができるよう、一人でも多くの市民にいのちの門番ともいえるゲートキーパーとなってもらうために、幅広く養成を行っていく必要があります。

(4) 地域のネットワーク強化について

市民意識調査の結果から、自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多いと認識されており、自分自身が抱える悩み等も様々なものが挙げられています。また、統計データの自殺の原因・動機では健康問題が多いものの、そこに至る様々な要因があることも考えられます。こうした自殺につながりかねない様々な要因に対応していくためには、地域の人材や資源を活用し、地域ぐるみで対応していくことが重要となります。

(5) 自殺対策の教育について

睡眠時間や生活スタイルと心身の調子に関連性があることもうかがえるため、子どもたちから規則正しい生活を身に付け、十分な睡眠や休息を取れるよう、取り組みを進めていく必要があります。

また、学校では、悩みを一人で抱え込んでしまう子どもがいないよう、一人一人の存在が大切にされる教育に取り組む必要があります。

第3章 自殺対策の基本的な考え方

1 自殺対策に取り組む上での基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺に対する基本認識が明らかにされています。

また、自殺リスクは「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに高くなるため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、生きることの包括的な支援として推進していく必要があります。

本市においては、市の自殺の現状と課題等も踏まえ、次に掲げる基本認識に基づいて自殺対策に取り組めます。

（１） 自殺は誰にでも起こり得る身近な問題である

多くの人にとって、自殺とは、自分には関係がない「個人の問題」と考えられがちですが、実際は当人のみでなく、家族や友人等、周りの人が当事者となる可能性があり、誰にでも起こり得る身近な問題であることを認識する必要があります。

（２） 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、その多くが様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまった、「追い込まれた末の死」であるということを知ることがあります。

（３） 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、相談・支援体制の整備等、社会的な取り組みにより、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患については、専門家への相談や適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるということを知ることがあります。

（４） 自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。自殺の危険を示すサインに周囲が気づき、早期に適切な対応を行うことで自殺予防につながることを認識する必要があります。

2 基本理念

心身ともに健やかで ひとりひとりの「いのち」が輝くまち 小松島

国の理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」や「第6次小松島市総合計画」に掲げる政策の一つ「ひとりひとりが輝けるまちづくり」、さらには「小松島市健康増進計画（健康こまつしま 21 第2次計画）」に掲げる基本的な方向を踏まえ、小松島市の自殺対策は「心身ともに健やかで ひとりひとりの『いのち』が輝くまち 小松島」を基本理念とします。

そして、この基本理念をもとに、保健、医療、福祉、教育、労働等、様々な観点から、生きることの包括的な支援を推進していきます。そうすることで、心身ともに健やかに生活を送ることができ、この結果として市民一人一人の「いのち」が輝くようなまちの実現を目指します。

3 総合計画や健康増進計画との整合

(1) 「第6次小松島市総合計画」との整合

本市では、平成28年度に「第6次小松島市総合計画」を策定しました。これは、市の最上位計画であり、全ての政策分野における行財政運営の基本となっています。「未来へ輝く 希望と信頼のまち こまつしま」をまちづくりのキャッチフレーズ・テーマとし、子どもから高齢者まで幅広い年齢の人々がやる気と希望に満ち、市民からの信頼が得られるようなまちづくりを進めています。

本計画は、この「第6次小松島市総合計画」と整合を図るものです。「ひとりひとりが輝けるまちづくり」という政策方針の中で示されているように、年齢、性別に関係なく、誰もが小松島市に住み続けたいと思えるまちとするため、地域の人々が認め合い・支え合いながら、いきいきと輝いて生活できるまちづくりを目指します。このためにも、本計画を推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指します。

(2) 「小松島市健康増進計画（健康こまつしま 21 第2次計画）」との整合

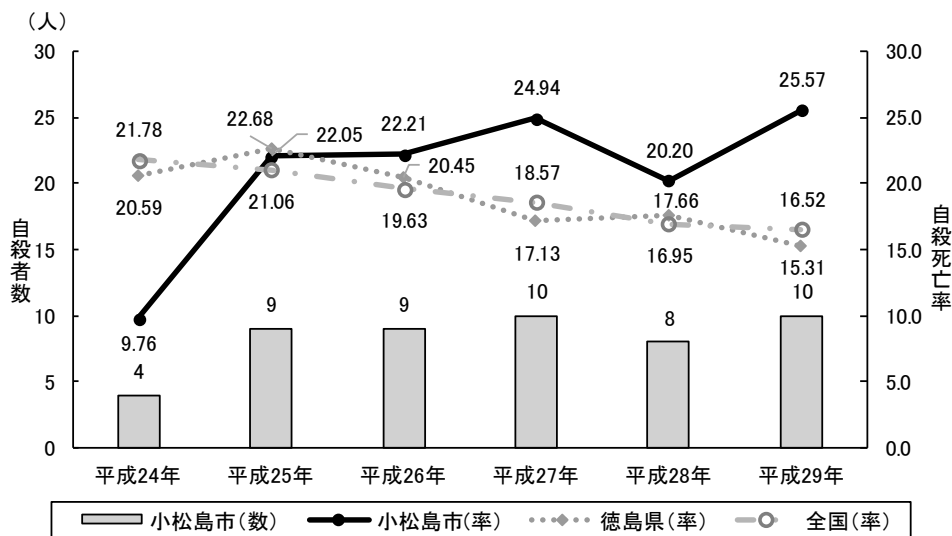
本市では、平成25年度に「小松島市健康増進計画（健康こまつしま 21 第2次計画）」を策定しました。この計画では「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」と「市民が自ら健康づくりに取り組む」を基本的な方向とし、がんや循環器疾患の予防、糖尿病の予防、食生活や運動、飲酒・喫煙、口腔の健康、こころの健康等、市民の健康増進に向けた取り組みを幅広い分野で推進しています。

自殺の原因・動機として健康問題やうつ病等のこころの病気もみられるため、自殺を減少させることと、こころの健康を含めた健康増進とは密接に関連しています。そのため、「小松島市健康増進計画（健康こまつしま 21 第2次計画）」と整合を図り、本計画においても自殺者数の減少に向けた取り組みを推進していくことで、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指します。

4 数値目標

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」によると、小松島市の自殺者数は平成 25 年以降 10 人程度で推移しており、人口 10 万人当たりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率は、平成 24 年以降では、平成 29 年が最も高く、25.57（自殺者数 10 人）となっています。年によってばらつきはありますが、平成 26 年以降の自殺死亡率は全国や徳島県を上回っています。

図表 自殺者数及び自殺死亡率（人口 10 万人当たり）の推移



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、2026（平成 38）年までに厚生労働省「人口動態統計」に基づく自殺死亡率を 2015（平成 27）年の 18.5 と比べて、30%以上減少させる（13.0 以下にする）ことを目標としています。また、徳島県では自殺対策計画において「本来自殺者はゼロであるべき」との基本姿勢に立ち、一人一人の置かれた状況やその原因・背景に対応したきめ細かな支援により、一人でも多くの自殺者を防ぎ、県内の「自殺者ゼロ」を目指しています。

本市の 2017（平成 29）年の自殺者数は 10 人、自殺死亡率は 25.57 であり、自殺者数について、本市の達成すべき目標として「2028（平成 40）年までの 10 年間で、自殺死亡率が全国値を上回る以前の 2012（平成 24）年の 4 人以下を目指す。」との考えから、国や県の目標を踏まえつつ、2028（平成 40）年には 2012（平成 24）年の 4 人以下となるよう、6 人減とします。

また、計画期間内に達成すべき目標として、2023（平成 35）年までの 5 年間で自殺者数を、10 年間の目標の半分となる 3 人減の 7 人以下とします。本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』（平成 30（2018）年推計）によると、2020（平成 32）年には 36,657 人になると見込まれていることより、2022（平成 34）年の自殺死亡率は 19.0 以下とすることを数値目標とし、一人一人が「いのち」を大切に、共に支え合いながら、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

5 施策体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」を参考に、本市における自殺の現状を踏まえ決定した3つの「重点施策」と、全ての市町村が共通して取り組むべきとされている5つの「基本施策」で構成されています。

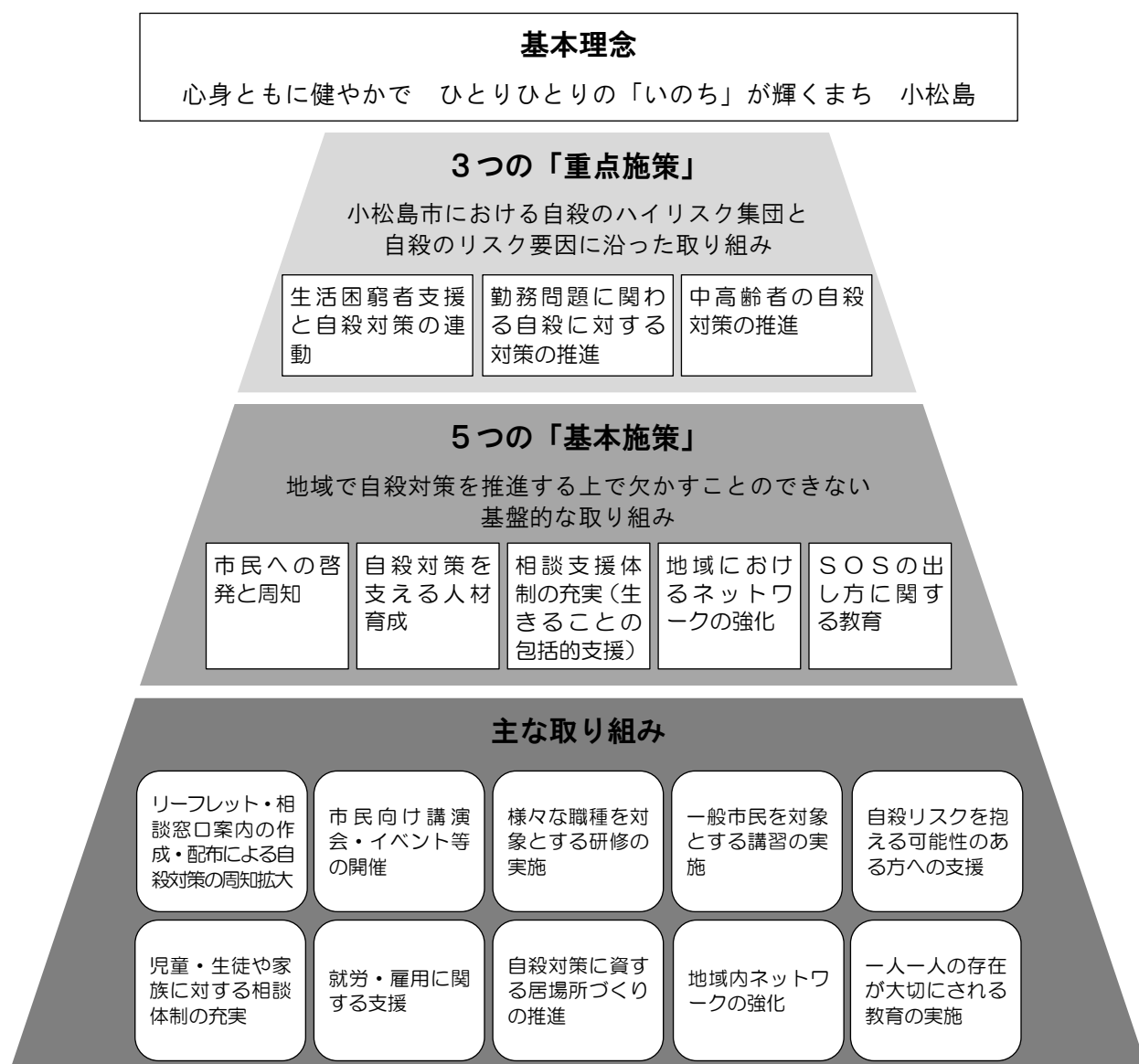
I 重点施策

本市における自殺のハイリスク集団である「中高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に焦点を絞った取り組みです。

II 基本施策

自殺総合対策大綱に基づいて、地域で自殺対策を推進するに当たり、欠かすことのできない基盤的な取り組みとして定められています。

■体系図



第4章 いのちを支える自殺対策における取り組み

1 重点施策

本市では、自殺総合対策大綱により示された5つの基本方針（「生きることの包括的な支援として推進する」「関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」「対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる」等）に沿った、総合的な自殺対策を推進していくとともに、本市における自殺のハイリスク者層に焦点を絞った取り組みを重点施策として実施します。

重点施策1 生活困窮者支援と自殺対策の連動

(1) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」を強化します

生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し「生きることの包括的な支援」を提供するとともに、そうした支援を担う人材を育成します。

(2) 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取り組みを推進します

自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を、早い段階で発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取り組みを推進します。

重点施策2 勤務問題に関わる自殺に対する対策の推進

(1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けて、早期に支援につなぐための連携を強化します

過労やパワーハラスメント、職場の人間関係等の勤務問題に端を発する自殺のリスクを低減させるための取り組みとして、地域企業に対するセミナーで自殺対策に関するパンフレットを配布し、労働者や経営者の健康管理の必要性と重要性を伝えます。

重点施策3 中高齢者の自殺対策の推進

(1) 支援者の「気づき」の力を高めます

中高齢者の日常生活を支援する人が、日々の接する機会を通して自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へとつなぐといった対応ができるよう、支援者を対象としたゲートキーパー養成講座の実施や受講の推奨を行います。

(2) 中高齢者とその支援者向けの各種支援先情報に関する周知を進めます

様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレットを配布する等の取り組みを推進します。

2 基本施策

本市では、自殺総合対策大綱に基づいて、本市で自殺対策を推進するに当たり、欠かすことのできない基盤的な取り組みとして、以下の基本施策を実施します。

各施策は、本市の現状から施策の必要性と今後進めていく方向性を示し、第6次総合計画前期基本計画の重点指標・個別指標の中から、本計画に関連する指標を評価指標として定めています。また、主な取り組み・事業については、既存事業を最大限に生かすため、本市の事業リストを作成し、庁内の各課において自殺対策に関連する事業の洗い出しを行い、自殺対策の視点を加えた施策内容を本計画に盛り込んでいます。

基本施策1 市民への啓発と周知

【施策の必要性】

市民意識調査では、「自殺」についてどのように思うかという設問において、「自殺は本人の弱さから起こる」に対して『思う』が24.3%、「自殺を口にする人は、本当に自殺はしない」に対して『思う』は23.7%と、一定程度の割合となっています。

また、見聞きしたことのある自殺対策に関する啓発物については、「ポスター」や「テレビCMやラジオ放送」が6割を超えている一方で、「横断幕」や「のぼり・パネル」は1割未満と低くなっています。

【施策の方向性】

自殺の危機に陥った人の心情や背景は、一人一人によって様々な要因が複雑に絡み合い、異なっているため、「誰にでも起こり得る」危機ではあるものの、理解されにくいものです。こうした「誰にでも起こり得る」危機であり、誰もが直面する可能性のある「重大な問題」だということを市民の共通理解としていくため、普及・啓発活動を推進します。

また、地域のネットワークを強化し、相談体制を充実させても、市民がその存在を知らなければ活用することができません。相談機関等に関する情報の提供や普及・啓発活動においては、地域の広報媒体や関係施設等と連携する等、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を効果的に行えるようにします。

【評価指標】

名称	基準年度 2015 (平成27)年度	2021年度目標
人権教育振興協議会主催の事業・研修会への参加人数	1,656人	1,800人
消費者教育研修会参加人数	81人	160人

【主な取り組み・事業】

(1) リーフレット・相談窓口案内の作成・配布による自殺対策の周知拡大

施策・事業名	施策内容	担当課
自殺対策事業	こころの健康づくり講座を開催し、健康づくりのつどい等でリーフレットの配布や、パネルの展示を行います。自殺対策計画普及コーナーを設置することで自殺の現状や自殺対策の必要性についての啓発に努めます。	保健センター
保険給付等事業	高齢者やその家族の異変に気づき支援することができるように、介護サービス事業所等へリーフレットを配布します。	介護福祉課
人権啓発事業	人権に関する情報を広報に年間 12 回掲載するほか、事務局作成のリーフレットを配布する等、啓発活動を進めます。	人権推進課
成人式	新成人自らが実行委員会を結成し、新成人を祝福する式典の企画・運営等を行っており、その際に若者向けの自殺対策のリーフレットを配布する等、啓発活動を行います。	生涯学習課
図書館の管理	図書館において、自殺対策関連の図書の展示、貸出しを行い、3月と9月には「自殺予防月間」に関する啓発活動に努めます。	生涯学習課

(2) 市民向け講演会・イベント等の開催

施策・事業名	施策内容	担当課
人権啓発事業（再掲） 人権啓発活動地方委託事業 人権教育推進事業 人権のまちづくり事業 人権のまちづくり子ども会支援事業	研修会・講演会や人権相談、ポスター展、人権コンサート等の様々な人権教育・啓発関連事業において、人権を尊重する意識の啓発に努めます。	人権推進課
災害対策事業	災害に強い安心して住める地域づくりのために行っている、防災訓練や防災出前講座等において、災害時における被災者の心のケア等について周知に努めます。	危機管理課

施策・事業名	施策内容	担当課
消費者行政推進事業	<p>消費生活センターにおける日常の相談業務の受付や、市内各地でのキャンペーン活動を行っています。</p> <p>また、様々な関係者が高齢者等の被害防止のための見守り活動を行うための連絡協議会としての「小松島市消費者安全確保地域協議会」を設置しており、自殺予防対策の啓発を取り上げる等、自殺対策事業との連携を図ります。</p>	市民生活課

基本施策2 自殺対策を支える人材育成

【施策の必要性】

本市の自殺者数について同居人の有無をみると、男性、女性共に「有」が「無」を大きく上回っています。

市民意識調査では、「自殺」についてどのように思うかという設問において、「自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している」に対して『思う』が73.0%となっています。また、身近な人がいつもと違って辛そうに見えた時の対応の設問において、「相手が相談してくるまで何もしないで待つ」は『そうする』が43.1%となっています。

【施策の方向性】

自殺対策においては、様々な悩みや生活上の困難等を抱える人が発するサインにいち早く気づくことが重要です。こうした役割を担う「ゲートキーパー」等の人材を育成するため、行政職員や関係者だけでなく、地域で活動する市民も対象とした養成講座を幅広い分野で継続して開催し、自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上に努めます。また、幅広い分野の人材の育成により、地域のネットワークの担い手や支えていく人材の育成にもつながります。

また、地域で自殺対策に取り組む市民や団体等の活動を支援するとともに連携を深め、包括的な支援の体制づくりに取り組みます。

【評価指標】

名称	目標
ゲートキーパー養成講座開催回数	毎年1回以上

名称	基準年度 2015 (平成27)年度	2021年度目標
認知症サポーター登録者数	2,392人	2,500人

【主な取り組み・事業】

(1) 様々な職種を対象とする研修の実施

施策・事業名	施策内容	担当課
自殺対策事業（再掲）	行政職員や関係者だけでなく、地域で活動する個人や市民も対象としたゲートキーパー養成講座を継続して開催し、人材の育成に努めます。	保健センター

施策・事業名	施策内容	担当課
ヘルスマイト養成講座	食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在等、日常生活上の困難を抱え、自殺のリスクが高い人もいます。そのため、自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先につなぐ等の対応ができるように、市民の食生活の改善を図る食生活改善推進員の養成講座の中に、自殺対策の視点を取り入れます。	保健センター
包括・継続ケアマネジメント支援事業	地域の介護支援専門員の資質向上を図るとともに、介護支援専門員相互の情報交換の場の提供及びネットワークの構築に努めます。自殺リスクを抱えた方の支援をすることができるように、介護サービス事業所の職員にゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	介護福祉課
民生委員、シルバー人材センター等の活動	民生委員やシルバー人材センター等の活動を通じて、地域で困難を抱えている人に気づき、必要に応じ適切な相談機関につなぐことができるように、ゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	介護福祉課
母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、情報提供や助言、求職活動に関する支援等を行う、母子・父子自立支援員にゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。それにより、自殺リスクの高いひとり親家庭を、他の機関へつなぐ等の対応の強化を図ります。	児童福祉課
利用者支援事業（特定型）	保育を必要とする世帯の相談に応じ、ニーズに合ったサービスの情報を提供する利用者支援員に、ゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。それにより、保護者から相談があった場合には適切な機関につなぐ等の対応を行います。	児童福祉課
家庭児童相談員設置事業	家庭における適正な児童養育や家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員にゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。それにより、初期対応での適切な対応・連携を図り、自殺リスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応の強化に努めます。	児童福祉課

施策・事業名	施策内容	担当課
滞納金の徴収事務	市税や保険料、使用料等の支払いを期限までに行えない市民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高くなっています。そのため、気づき役やつなぎ役としての役割を担い、様々な支援につなげられるよう、相談を受けたり、徴収を行う職員等にゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	児童福祉課 人権推進課 税務課 住宅課 水道課
庁内窓口業務	窓口業務等の市役所職員には、訪れる市民の自殺リスクとなる問題を把握する場面もあるため、ゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	人事課
職員の健康管理事務	健康診断やストレスチェック等を実施することで、市民からの相談に応じる職員の健康の維持増進を図り、「支援者への支援」につなげます。	人事課

(2) 一般市民を対象とする講習の実施

施策・事業名	施策内容	担当課
高齢者教室	高齢者が自己管理に努め、年齢にふさわしい知識や教養を正しく身に付けてもらうための高齢者教室において、ゲートキーパー養成講座の開催に努めます。	生涯学習課

基本施策3 相談支援体制の充実(生きることの包括的支援)

【施策の必要性】

市民意識調査で、日頃感じる悩みや苦勞、ストレス、不満について、『感じたことがある』のは、「家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）」が46.7%で最も高く、次いで「病気など健康の問題（自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等）」が42.7%と、いずれも4割以上となっています。これらに次ぐ「経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮等）」は33.9%、「勤務関係の問題（転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等）」は32.6%と3割を超えています。

また、「自殺」についてどのように思うかという設問において、「自殺せずに生きていれば良いことがある」は『思う』が64.5%となっています。

【施策の方向性】

多くの人が様々な悩みや生活上の困難を抱えて生活を送っていることが考えられますが、こうした状況が絡み合い大きくなってしまうと、「生きることの促進要因（自殺の保護要因：自己肯定感、信頼できる人間関係）」よりも「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）」が上回り、自殺に追い込まれる危険性が高まります。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みとともに、「生きることの促進要因」を増やすための取り組みを行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて本市では、健康づくりや生きがいづくり等、「生きることの促進要因」を増やすことにつながる様々な取り組みにも努めます。

【評価指標】

名称	基準年度 2015 (平成27)年度	2021年度目標
ハイリスク産婦等への助産師訪問実施率	未実施	100.0%
特定健診受診率（国民健康保険のみ）	41.7%※	60.0%
特定保健指導実施率	80.5%※	90.0%
友愛訪問活動件数	2,784件	3,000件
障がい者相談支援事業所への相談件数	1,582件	1,800件
生活困窮者自立相談支援事業の相談の内、支援プランを作成した割合	21.3%	50.0%

※基準年度が、2014（平成26）年度です。

【主な取り組み・事業】

(1) 自殺リスクを抱える可能性のある方への支援

施策・事業名	施策内容	担当課
乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診	家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会である子どもに対する健診（乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診）や乳幼児相談・発達相談を、貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させ、乳幼児とその親を含めた包括的な支援を展開します。	保健センター
子育て支援事業 産前産後ママサポート事業 産後ケア事業	産前、産後のうつや、育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合があります。そのため、訪問指導、相談事業、親子教室の実施等、早期の段階から助産師等が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、リスクを軽減させます。また、必要に応じて他の専門機関へつなぐ等の対応を推進します。	保健センター
特定健康診査事業 特定保健指導事業	健康問題は自殺に至る主な理由の一つであるため、健診結果に基づき、保健指導を行うことにより、自殺のリスクにつながる健康障害の発症予防・重症化予防に努めます。	保険年金課 保健センター
がん検診事業 がん検診推進事業	健康問題は自殺に至る主な理由の一つであるため、受診勧奨を積極的に行い、受診者のがんの早期発見・早期治療につなげます。	保健センター
生活保護適正化事業	生活保護制度の適正執行に努めるとともに、低所得者の自立と生活の安定を図ります。しかし、生活保護利用者（受給者）は、自殺のリスクが高いため、扶助受給等の機会を通して、本人や家族の問題状況を把握し支援につなぐ上でのかきかけとします。また、各種相談・支援の情報提供を、自殺のリスクが高い集団にアプローチする機会として活用します。	生活福祉課

施策・事業名	施策内容	担当課
生活困窮者住居確保給付金給付事業	離職等により経済的に困窮し、住居を失った方等を対象に給付金を支給し、安定した住居の確保と就労自立を図ります。住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失のおそれや不安は自殺リスクを高めることになりかねません。そのため、住居問題を抱えている人を自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点とします。	生活福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	生活に困り事・不安を抱えている方に、問題点や課題を整理し寄り添い、支え、自立に向けた支援を行います。生活困窮に陥っている人は、孤独死が多いため、相談事業を強化し、適切に対応、支援を行います。	生活福祉課
国民健康保険 後期高齢者医療保険 国民年金 子どもはぐくみ医療費助成事業 重度心身障がい者等医療費助成事業 ひとり親家庭等医療費助成事業 未熟児養育医療給付事業	医療保険・年金等事務における資格申請時や、各給付申請時に把握した、本人や家族の問題状況に対して、適切な対応、支援に努めます。	保険年金課
障がい者相談支援事業	地域の相談支援事業所に相談業務を委託し、相談員等が障がい者やその家族等に対する相談支援を行っています。障がいを抱えて地域で生活している方やその家族は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もあります。専門的な知識を有する相談員が相談を受けることで、自殺のリスクを把握し、適切な支援につなげます。	介護福祉課
地域生活支援事業	障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、本人及び、本人を取り巻く状況に応じた自発的活動支援や意思疎通支援などの各種支援事業を行います。さらに、障がい者の移動やパソコン講習等の余暇活動の支援、生産活動の機会を提供することにより生きがいづくりや気分転換を図り、自殺予防につなげます。	介護福祉課

施策・事業名	施策内容	担当課
自主公演事業	ミリカホールにおいてミニコンサートや共催事業による映画、文化財団等の助成事業等を開催します。こうした事業を行うことで、こころのリフレッシュやストレス解消による支援を行います。	保健センター (ミリカホール)
認知症施策推進事業	認知症についての正しい理解の普及を図るとともに、きめ細かな情報提供やもの忘れ相談を行うことにより、認知症高齢者やその家族の悩みの解消、日頃抱えている課題の解決を図ります。	介護福祉課
一般介護予防事業	介護予防に資する基本的な知識の普及・啓発と地域における住民主体の通いの場の充実を図り、高齢者の異変、自殺のリスクに気づくことができるように、ゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	介護福祉課
住民基本台帳事務における支援措置	住民基本台帳事務における支援措置の申出により、加害者等からの被害者の住所検索を防止し、措置決定後は、必要な措置を講じて被害者保護を行います。配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為等の被害者を保護することで自殺リスクの軽減につなげます。	戸籍住民課
納税相談事業	市税や国保税が納期限までに納付できない市民に対し、分割納付等、納付方法についての相談に対応します。税金の期限内納付が行えない市民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりすることが考えられます。そのため、こうした市民の納税相談をきっかけに、自殺を未然に防ぐための支援に取り組みます。	税務課
使用料徴収事務	納付相談・納付指導を通して、自殺を未然に防ぐための支援に取り組みます。	住宅課 水道課
保育料徴収事務	保育料を滞納している保護者に対し、徴収の働きかけの際に自殺のリスクとなる問題を抱えている家庭に対して必要な支援につなぐ取り組みに努めます。	児童福祉課
住宅新築資金等貸付事業償還事務	住宅新築資金等貸付事業に係る納付相談を通して、自殺を未然に防ぐための支援に取り組みます。	人権推進課

施策・事業名	施策内容	担当課
公園等管理事業	所管している公園施設等を適正に維持管理し、自殺を図りにくい環境づくりに努めます。	都市整備課 まちづくり推進課 児童福祉課 住宅課 人権推進課
食生活アンケート	幼稚園、小学校、中学校において食生活アンケートを実施し、児童・生徒の実態に応じた栄養教諭による支援を行っています。望ましい食習慣や健康観の確立を図ることにより将来の自殺リスクの軽減に努めます。	教育政策課
救急現場での対応	救急現場で遭遇した自殺未遂者等及びその家族等に対し、精神科への受診や、関係機関等への相談を推奨するとともに、警察機関との情報共有等により再発防止に努めます。	消防本部

(2) 児童・生徒や家族に対する相談体制の充実

施策・事業名	施策内容	担当課
母子家庭等対策総合支援事業	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちである等、自殺につながる問題要因を抱え込みやすくなります。そのため、教育訓練施設や資格養成機関に通う母子家庭の母親等に対し、受講料の一部や入学支援及び訓練促進費を支給する際に、当事者との直接的な接触機会を設けることで、問題の早期発見と対応を行います。	児童福祉課
教育支援事業	学校と関係機関が連携し、特別な支援を要する児童・生徒への適切な就学を支援しています。学習面・生活面の様々な能力を高めることで、児童・生徒・保護者の現在の生活の困難さや将来への不安軽減に努めます。	学校課
教育相談事業	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、児童心理分野における専門家による教育相談を行います。それにより、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）でのトラブルや就学・学校生活・家庭生活について対応し、児童・生徒や保護者の現在の生活の困難さや将来への不安を軽減します。	学校課

施策・事業名	施策内容	担当課
就学援助事業	経済的な理由により就学困難な準要保護児童・生徒や特別支援学級児童・生徒に対し、学用品・通学用品費、新入学用品費、修学旅行費等を援助し、経済的な負担を軽減することで、就学への不安を取り除きます。	学校課

(3) 就労・雇用に関する支援

施策・事業名	施策内容	担当課
中小企業振興事業	中小企業の抱える経営・雇用等諸問題への支援として、地域企業に対するセミナーにおいて、自殺対策に関するパンフレットを配布し、労働者や経営者に健康管理の必要性と重要性を訴える機会とします。	商工観光課
雇用創出事業	市内の事業所を掲載した企業ガイドブックを作成し、市内外の学校、ハローワーク等へ配布する等の就労支援を行い、自殺リスクの軽減に努めます。	商工観光課

(4) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

施策・事業名	施策内容	担当課
老人ルーム運営事業 集会所運営事業	近隣地域の高齢者等の憩いの場である老人ルームや集会所において、人権相談や巡回健康相談等を実施し、心と体の健康促進を図ります。	人権推進課
子育てひろば事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに関する相談の場を設置することで、自殺リスクの軽減や、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげます。	児童福祉課

基本施策4 地域におけるネットワークの強化

【施策の必要性】

市民意識調査では、「自殺」についてどのように思うかという設問において、「自殺を考える人は、様々な問題を抱えている人が多い」は『思う』が78.3%となっています。

また、日頃感じる悩みや苦勞、ストレス、不満について、『感じたことがある』のは、「家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）」、「病気など健康の問題（自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等）」、「経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮等）」、「勤務関係の問題（転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等）」がいずれも3割を超えています。

【施策の方向性】

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、経済・生活問題、健康問題等の様々な要因が複雑に関係しているものです。それらの要因に働きかけ、適切に対応していくためには、地域の多様な関係者が連携、協力し、実行性のある施策を推進していくことができる、地域におけるネットワークを強化していくことが重要です。そのためには、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、地域の様々な人材・資源を把握した上で、様々な分野の取り組みを相互に連携させて、地域から自殺対策に取り組む体制を構築していくことが重要となります。

また、個々が抱える複雑かつ多様な課題や自殺の危機に対して支援を充実するため、保健・医療・福祉・教育等の関連する各分野の相談窓口についても一層の連携を図ります。

【評価指標】

名称	基準年度 2015 (平成27)年度	2021年度目標
近所づき合いの程度についてよく付き合っていると思う人の割合	11.6%	13.0%
地域住民の助け合いや支え合いによる自治活動等が行われていると思う人の割合	5.6%	7.0%
ボランティア活動に参加している人の割合	8.5%	10.0%

【主な取り組み・事業】

(1) 地域内ネットワークの強化

施策・事業名	施策内容	担当課
在宅当番医委託事業	休日・夜間の急病患者に対する応急診療を小松島市医師会に委託し実施しています。通常時間外で応急処置が必要な方の中には、自殺リスクに関わる問題を抱える方の受診も想定されます。そのため、受診者の状況に応じた対応に努めてもらえるよう、小松島市医師会と連携します。	保健センター
在宅医療・介護連携推進事業	医療や介護の関係者と自殺の実態や対策に関する情報の共有が図れるように保健センターとの連携強化に努めます。	介護福祉課
災害対策事業 (再掲)	災害に強い安心して住める地域づくりに向けて、災害時における被災者の心のケアや、生活上の不安や悩みに対する相談等の被災者支援について、関係機関と連携できる体制づくりに努めます。	危機管理課

基本施策5 SOSの出し方に関する教育

【施策の必要性】

本市の自殺者数の年代別割合は、20歳未満、20歳代共に徳島県や全国よりも低くなっています。

市民意識調査では、悩みやストレスを感じた時の考え方について、「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」は『思う』が44.4%と『思わない』33.5%を上回っています。しかし、「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」に対して『思う』が26.3%、「誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う」に対して『思う』が14.2%と一定程度の割合となっています。

【施策の方向性】

相談体制を充実させ、自殺対策を支える人材を増やしても、問題を一人で抱え込んでいては、危機に追い込まれてしまう可能性が高くなります。こうしたことを防ぐため学校では、SOSの出し方に関する教育として、子どもが悩みを一人で抱え込んでしまわないよう、気軽に相談しやすい環境づくりや、友達の小さな変化に気づき支え合える仲間づくりへの取り組みを推進します。さらに、子どもたちが「かけがえのない個人」として、自己肯定感を高め、共に尊重し合いながら生きていくことについて考える等、子どもたちの「生きることの促進要因」を増やす取り組みに努めます。

【評価指標】

名称	基準年度 2015 (平成27)年度	2021年度目標
「学校は楽しい」と考える小学校児童の割合	91.0%	93.0%

【主な取り組み・事業】

(1) 一人一人の存在が大切にされる教育の実施

施策・事業名	施策内容	担当課
適応指導に関する事業	登校をしづる児童・生徒の自立を支援し、保護者に対する相談活動を行う適応指導教室において、不登校となった児童・生徒の心身の安定を図り、学校への再適応、自立を目指した学習活動を行います。それにより、児童・生徒・保護者の現在の生活の困難さや将来への不安を軽減します。	学校課

施策・事業名	施策内容	担当課
「生きる力」をはぐくむ学校教育	小松島市教育大綱、小松島市教育振興計画の重点目標である「生きる力」をはぐくむ学校教育を推進し、児童・生徒一人一人が、これからの社会で生き抜く力を身に付けることができるように努めます。	学校課
生命・身体・心を大切にする教育事業	自他の生命・身体・心を大切にする教育を推進し、SOSの出し方に関する教育の一環として道徳教育・人権教育・生命教育を進めるとともに、気軽に相談しやすい環境づくりや、友達の小さな変化にも気づき支え合える仲間づくりに取り組みます。また、学校生活に関するアンケートの実施等により、普段の学校生活の中では気づけていない児童・生徒のいじめ等の実態を把握し、指導に生かします。	学校課

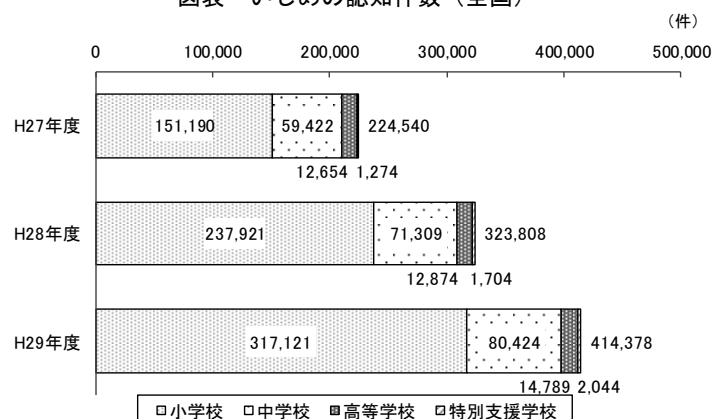
<参考 いじめの認知について>

文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、全国のいじめの認知件数は、増加しており、特に小学校では平成27年度から平成29年度にかけて約2倍となっています。

これは、「いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものであり、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である」という考え方において、積極的な把握に努めた結果によるものと考えられています。

本調査の目的は、生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、今後の施策の推進に資するものとする事です。国が示す「自殺総合対策大綱」の重点施策の一つに、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」が掲げられています。いじめは子どもの自殺の要因の一つであり、子どもの自殺の予防を図るためにも、学校内におけるいじめの状況について認知することが重要です。

図表 いじめの認知件数（全国）



第5章 自殺対策の推進体制等

1 推進体制

自殺対策は、家庭や学校、企業、地域等の社会全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力のもとに効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、計画の推進に当たっては、「小松島市健康づくり推進協議会」を中心に、庁内関係課等と連携し、社会的な要因を含め、生きることの包括的な支援を推進していきます。

2 関係機関や団体等の役割

(1) 市の役割

市民の身近な存在として、相談窓口の周知、人材育成の充実、住民同士が支え合えるような地域づくりの推進、自殺対策計画の策定及び実施の検証等、自殺対策の主要な推進役を担います。

(2) 企業の役割

ストレスを抱えている従業員に対するメンタルヘルスケアの推進や職場環境の改善、産業医、産業保健総合支援センターとの連携による適切な健康管理の充実等の自殺対策に努めます。

(3) 教育関係者の役割

学校において、「生きる力」をはぐくむ教育を推進し、児童・生徒がこれからの社会で生き抜く力を身に付けることができるように努めます。

(4) 市民の役割

市民は自殺の状況や自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが大切であることを理解し、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき声をかける等、主体的に自殺対策に取り組みます。

(5) 関係団体の役割

それぞれの活動内容の特性等に応じた自殺対策に関する支援とともに、相互に情報交換を行い、地域を挙げて自殺対策に取り組みます。

① 小松島市商工会議所の活動

小松島市商工会議所では、商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に役立つことを目的として事業運営を行っています。

【経営改善普及事業】

- ・ 事業内容：小規模企業の経営や技術の改善発達を図るため、経営指導員等が、金融・税務・経営・労務等の相談や指導を行います。
- ・ 対象者：従業員数が、製造業その他は 20 人以下、商業サービス業は 5 人以下の事業者

【金融等相談会】

- ・ 事業内容：関係機関と連携し、経営上の融資相談、財務改善、新規事業、販路拡大、労務相談、事業承継、事業再生相談等について相談会を開催します。
- ・ 相談曜日：随時

【経営安定相談事業】

- ・ 事業内容：金融・法律・税務・経営・労務・創業・事業承継等、経営に関する様々な悩みに商工調停士を中心に、弁護士等の専門スタッフが相談者の経営・財務内容の把握と分析を行い、倒産防止の対応策を検討します。
- ・ 相談曜日：随時

【中小企業再生支援協議会事業】

- ・ 事業内容：中小企業の再生支援を目的とした公的組織で、地域経済の再生に取り組んでおり、相談内容に応じて各種アドバイスの実施・専門家の紹介及び経営改善計画の策定支援を行います。
- ・ 相談員：商工会議所・中小企業支援センター・関係金融機関・弁護士・税理士・公認会計士・中小企業診断士
- ・ 支援企業：過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直し等により再生が可能な中小企業者

② 小松島市社会福祉協議会の活動

小松島市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図るため、地域福祉活動計画の計画理念である「互いの顔が見える めくもりのある地域社会へ」の実現に向け、市民との協働により取り組んでいます。本計画書では、「平成 29 年度小松島市社協事業報告書」より自殺対策計画に関連する事業を抜粋して掲載します。

【安心して心豊かに暮らせる体制づくり】

●心配ごと相談事業

相談員：9名（内訳：民生委員4名・学識経験者5名、男性6名・女性3名）

開設日数：51日

出席相談員延人員：民生委員45名・学識経験者57名

相談利用者数：36名（男性10名・女性26名）

●敬老の日、在宅寝たきり高齢者への訪問活動

毎年9月の敬老の日に、地区社協単位で在宅の寝たきり高齢者を友愛訪問しています。

訪問者数：80名

【地域福祉の推進に努める】

●高齢者との交流事業「敬老の集い」の開催

平成18年度より地区ごとに80歳以上の高齢者を招待し、地域の関係者との交流を行う「敬老の集い」として新設され、地区社協を中心に式典、交流の部の企画運営を行い、長寿のお祝いをしています。

対象者数：4,303名

表彰組数：90組

●会食サービス・配食サービス

会食サービスは、各地区社協の世話人が地域内の対象者の状況把握に努め、ひとり暮らしと高齢者世帯の高齢者を会場に招待し、会食と交流を行います。ねたきり高齢者には、世話人が各自宅まで弁当を届けます。配食サービスは対象者宅に弁当等を配達し、その際、対象者の安否確認や日常生活についての話を聞く等、高齢者やその家族と地区の世話人とのコミュニケーションの機会となっています。

会食サービス実施件数		848件
(対象者別内訳)	独居	371件
	ねたきり	78件
	高齢者世帯	148件
	世話人等	251件
配食サービス実施件数		3,187件
(対象者別内訳)	独居	1,775件
	ねたきり	165件
	高齢者世帯	848件
	世話人等	399件

③ 小松島市老人クラブの活動

小松島市老人クラブは、老後も楽しく充実した毎日を送る準備活動として、年齢を問わず、子どもからお年寄りまで参加できるサークル活動を推進しています。現在、小松島市内に30か所あり、地域の行事参加等を行っています。本計画書では、「平成30年度老人クラブ連合会大会資料」より自殺対策計画に関連する事業を抜粋して掲載します。

【地域支え合い事業】

- ・地域社会との交流（友愛・友達づくり）
カラオケ発表会・芸能大会

【高齢者健康増進事業】

- ・室内ペタンク大会の開催（夏・冬）
- ・スポーツ大会の開催
- ・体育大会の開催
- ・ウォーキング大会
- ・健康づくりウォーキング

【ひとり暮らし高齢者友愛活動事業】

- ・ひとり暮らし高齢者等へ慰問品配布
事業内容：老人クラブに加入している、ひとり暮らしの高齢者へ常日頃から訪問による安否確認・話し相手、慰問品及び年末の交通安全、消費者問題等のチラシ配布の活動を行っています。

対象者数：284名

訪問員数：108名

- ・友愛訪問員研修会
事業内容：（株）デンタスより講師及び歯科医師を招き「歯についての健康」の講演や口の体操の実技。その後、友愛訪問員心得等の研修。
最後に一年間のお礼品を配布。

参加人数：87名

【教養趣味講座開設事業】

- ・民踊部
- ・舞踊部
- ・童謡部
- ・カラオケ部

【他市町村及び世代間交流事業】

参加人数：82名

④ 小松島市民生委員児童委員連絡協議会の活動

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、市内区域を川北・川南・立江・坂野の4地区を単位に、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認等にも重要な役割を果たしています。本計画書では、「平成30年度 小松島市民生委員児童委員連絡協議会総会資料」より自殺対策計画に関連する事業を抜粋して掲載します。

【心配ごと相談事業】

- ・事業内容：高齢者や障がい者、子育て世帯など、地域住民からの生活上の様々な相談に応じその内容に応じて行政による支援につないだり、適切な福祉サービスの紹介などを行っています。
- ・相談員：9名
- ・相談曜日：毎週火曜日
- ・延相談日数：51日
- ・利用者数：36名

【生活支援等地域福祉活動】

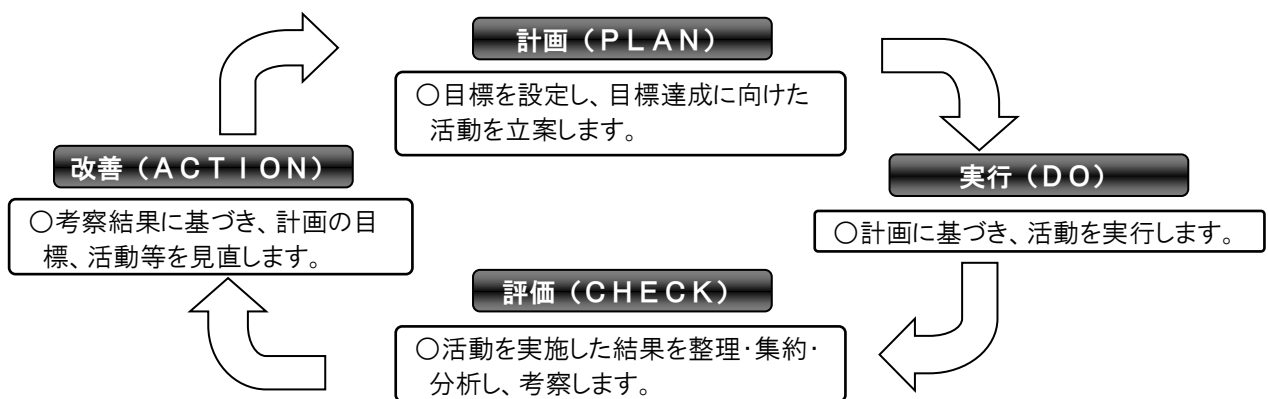
- ・高齢者、障がい者等への見守り、相談・支援活動の強化
- ・課題を抱える子ども・子育て世帯等への個別支援活動の強化と虐待防止活動の推進
- ・多くの福祉課題を抱える生活困難家庭と地域社会とのつなぎ役を努める取り組みの推進
- ・生活福祉資金貸付事業等の推進
- ・子育て支援助成事業の実施

相談・支援件数 (分野別内訳)	高齢者に関すること	2,825件
	障がい者に関すること	840件
	子どもに関すること	261件
	その他	1,170件
		554件
調査実態把握		220件
行事・事業・会議への参加協力		1,437件
地域福祉活動・自主活動		2,064件
要保護児童の発見の通告・仲介		123件
訪問・連絡活動等		5,247件
委員相互等の連絡調整		3,769件

3 計画の進捗管理

計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。進捗状況の管理については、毎年度第6次総合計画基本計画の実績報告より目標の達成状況等を把握し、「小松島市健康づくり推進協議会」において進捗状況の確認・評価を行います。

また、必要に応じ、目標達成に向けた課題の整理と取り組み内容の見直し及び改善を行います。計画の最終年度である2023（平成35）年度には最終評価を行い、設定した数値目標の達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を見出し、次期計画策定に生かしていきます。



参考：悩みごと 心配ごと相談窓口

内容

保健所	53
保健センター	53
社会福祉協議会	54
地域包括支援センター	54
いのちの希望（旧徳島いのちの電話）	55
NPO 法人 Approach For Life Saver（アプローチ会）	55
こども家庭支援センターひかり	56
こども女性相談センター（児童相談）	57
家庭児童相談室	57
こども女性相談センター（女性支援）	58
県立総合教育センター 特別支援・相談課（こころとからだのサポートセンター）	58
フレアとくしま相談室 とくしまプラザ（男女共同参画交流センター）	59
青少年こころの相談	60
少年サポートセンター（徳島県警）	61
徳島法務少年支援センター	61
青少年健全育成センター	62
子どもの人権 110 番	62
女性の人権ホットライン	62
人権相談所	62
法テラス（日本司法支援センター）	63
徳島弁護士会	64
徳島県司法書士会	66
生活困窮窓口	66
消費者生活相談窓口	67
徳島県商工会連合会	68
小松島商工会議所	68
公益財団法人 とくしま産業振興機構	69
仕事なんでも相談室	69
徳島労働局	70
地域若者サポートステーション	70
ハローワーク（公共職業安定所）	71
徳島産業保健総合支援センター	72
障害者就業・生活支援センター	72
徳島障害者職業センター	73
徳島県障がい者相談支援センター	74
徳島県障がい者権利擁護センター	75
障がい福祉相談窓口	75
徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキ・アイリス	76
障害者サポートダイヤル	77
高次脳機能障害支援センター	77
徳島県医師会	78
エイズホットライン	78
徳島がん対策センター	78
徳島県難病相談支援センター	79
シルバー110番 徳島県高齢者総合相談センター	80
徳島県認知症疾患医療センター	81
徳島県警察相談窓口	82
犯罪被害者相談所（徳島県警）	82
覚醒剤追放ダイヤル（徳島県警）	83
徳島県交通事故相談所	83
公益社団法人 徳島被害者支援センター	84
性暴力被害者支援センター よりそいの樹とくしま	84
徳島県精神保健福祉センター	85
精神科医療機関 一覧	87

保健所

このような相談に応じています

保健所は、生涯を通じた健康づくりや快適な生活環境づくりを通して、住民が安心・安全に暮らせるような支援を行っています。

【相談受付時間】 8:30～17:15（土・日・祝日および年末年始を除く）

【相談対応者】 保健師など

【相談形式】 電話・面接など

※①②③などの嘱託専門医師による定例日相談は予約制です。まずはお電話でご相談ください。

- ① **こころの健康相談**…こころの悩みや不安からくる様々な症状、精神疾患の治療について、認知症の症状と対応方法、ひきこもりへの対応と支援について、アルコール等の依存に関する相談など。
- ② **女性のための健康相談**…月経不順、更年期障害など、女性の健康に関する様々な相談。
- ③ **親と子の心の相談**…乳幼児期から思春期の子どもの保護者を対象とした、子育てからくる悩みや不安などの相談。
- ④ **難病に関する相談**…医療について、療養生活のしかた、福祉制度の活用、介護方法等、在宅療養生活での悩み・問題についての相談や相談機関等の情報提供。
- ⑤ **HIV（エイズ）に関する相談**…感染しているかどうか不安、どうすれば予防できるのか知りたいなど、HIVに関する様々な相談。
- ⑥ **HIV（エイズ）検査**…匿名・無料・申し込み不要で検査を実施しており、検査結果は採血後、約30分でお伝えできます。検査日は各保健所にご確認ください。

名称	所在地	電話番号	所管地域
東部保健福祉局 徳島保健所	徳島市新蔵町 3-80	【代表】 088-652-5151 <こころの健康> 088-602-8905 <母子保健> 088-602-8904 <難病> 088-602-8906 <エイズ> 088-602-8907	徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町

保健センター

このような相談に応じています

保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査など地域保健に関して必要な事業を行っています。

名称	所在地	電話番号
小松島市保健センター	小松島市小松島町字新港 9-10	0885-32-3551 または 0885-32-2500

社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、地域福祉の推進を図ることを目的に活動し、民間の福祉活動を総合的に推進する公共性・公益性の高い民間の非営利団体です。

地域の住民、ボランティアや福祉・保健等の関係者の参加・協力を得て、行政やさまざまな関係機関・団体との連携をもとに住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりの活動をすすめています。

地域の福祉総合相談の拠点です

- 生活上の心配ごと、不安や悩みなど、福祉、生活に関わるあらゆる相談を受けとめ、専門相談機関と連携して相談・援助をすすめ、必要なサービスを提供し、解決を目指します。
- 認知症高齢者、精神障がい、知的障がいのある方に対して、福祉サービスの利用援助、それに伴う日常的な金銭管理サービス、書類等の保管をお手伝いする「日常生活自立支援事業」を行っています。また、納得のいく福祉サービスをご利用いただくため、福祉サービスの苦情解決に取り組んでいます。
- 共通の悩みを持つ、認知症高齢者、精神障がい、知的障がい、身体障がい、児童を持つ本人、家族活動等を支援し、当事者参加をすすめています。

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金は低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金貸付と相談支援により、世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的とした貸付金制度です。貸付資金にはいくつか種類があり、それぞれ目的や対象が異なります。また、申込みには証明書等の書類が必要になり、条件を満たすかどうかの調査や審査を経て貸し付けの可否が決定されます。

詳しくは最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

社協名	住所・施設名	電話番号
小松島市社会福祉協議会	小松島市横須町 11-7 小松島市総合福祉センター	0885-33-2255

地域包括支援センター

名称	住所	電話番号	担当地区
小松島市社会福祉協議会 地域包括支援センター	小松島市横須町 11-7	0885-33-4040	小松島市

いのちの希望（旧徳島いのちの電話）

このような相談に応じています

「よき隣人でありたい」をポリシーに
自殺予防相談を行っています。
心が疲れたとき、ひとりぼっちでつらいとき
生きる望みを失ったとき…
誰にも言えない悩みや不安を言葉に出せる場所です。

ひとりぼっちで
悩まずに！

【相談電話番号】 088-623-0444

【電話相談時間】 10:00～23:30（年末年始を除く）

【相談形式】 電話（匿名が原則で、秘密は必ず守られます）・来所・メール

※メール相談はホームページ内にあるメール相談バナーをクリックし、メール相談フォームより送信して下さい。

【ホームページ】 <http://www.inochinokibou.or.jp/>

【相談対応者】 いのちの希望相談員（訓練を受けたボランティアです）

NPO 法人 Approach For Life Saver（アフローチ会）

このような相談に応じています

アプローチ会では、インターネット・メールによる自殺予防相談を行っています。
○相談方法：インターネット上で「アプローチ会」で検索を行ってください。
（参考）URL <http://www.aflls.jp/>

ご相談フォーム▶

アプローチ会のホームページの
右上にあるバナー、または、

ひとりで抱え込まず
お話を聞かせてください

メールでの相談はこちらから▶

左画面のバナーをクリックしてください。

相談フォームに必要事項を記入し、ご相談
ください。

※相談はまず、事務局で受付、その後専門家の先生に相談し、折り返しご連絡します。従いまして、少し時間がかかりますのでご了承ください。

こども家庭支援センターひかり

このような相談に応じています

こども家庭支援センターひかりでは、はじめはひかりにお電話か、お越しいただいてお話をお聞きし、できることを一緒に考えていきます。

内容によっては、継続的な相談や、他機関のご紹介等を行います。お気軽にご相談ください。

<こどもさん自身の悩み>

- ・友達ができない
- ・学校がおもしろくない
- ・親が自分を分かってくれない
- ・性格のこと

…など

<家庭の心配事・こどもに関する悩み>

- ・言葉の遅れが気になる
- ・しつけが分からない
- ・育児に疲れを感じる
- ・こどもをあずけたい
- ・近所で毎晩泣き声をする
- ・里親さんに関する相談

…など



【相談電話番号】 088-666-2211

【ファクシミリ】 088-666-2266

【Eメール】 jidohome@md.pikara.ne.jp

【ホームページ】 <http://www.ca.pikara.ne.jp/jidohome/sien/>

【住所】 徳島市川内町大松 837-1

【相談形式】 電話相談・来所相談・訪問相談・メール相談

【相談対応者】 相談員・心理相談員・里親支援専門相談員

【相談対応時間】 毎日 9:00～19:00

(12/31～1/1 を除く)

【利用方法】 相談は無料

※来所相談は予約が必要になります。

秘密は厳守します。

こども女性相談センター（児童相談）

【対象者】

18歳未満の子どもについて、本人・家族・学校の先生・地域の方々からの相談に応じます。

このような相談に応じています

○養護相談

- ・親が病気で子どもの面倒を見られない。
- ・単親で働きながら子どもの世話をするのが難しい。
- ・親の死亡、家出、離婚、出産などで子どもを家庭で育てるのが難しい。
- ・親から子どもが虐待されている。 …など

○非行相談

- ・盗み、怠学、家出、夜遊び、シンナー遊び、火遊び、性非行…など

○発達や障がいについての相談

- ・知的障がい、発達障がい、ことばや運動の発達の遅れ…など

○育成相談

- ・不登校、ひっこみじあん、乱暴、落ち着きがない、子育てについて不安がある …など

【相談形式】

相談の申し込みは、原則として予約制になっています。

事前にお電話にてお問い合わせください。

【相談対応者（職種）】

児童福祉司・児童心理司 他

※こども女性相談センター（児童相談所）は県内に3か所あり、それぞれ所管地域が分かれています。お住まいの地域を所管するセンターへご連絡ください。

児童相談担当と女性支援担当は電話番号が違います。

名称	電話番号・対応時間・所在地
中央こども女性相談センター	電話番号：088-622-2205
	対応時間：月～金曜日 8時30分～17時15分
	※但し、緊急の場合は日時にこだわらずご相談ください。
	住所：徳島市昭和町5丁目5番地の1

家庭児童相談室

このような相談に応じています

18歳未満の児童とその家族を対象とした家庭児童に関する悩みごと（育児、虐待、養護、障がい、非行、育成相談など）に対する相談・支援を行っています。

機関名	電話番号・所在地
小松島市福祉事務所（こども家庭支援室）	0885-32-2114
	小松島市横須町1番1号 小松島市役所1階

こども女性相談センター（女性支援）

- ・利用は無料です。秘密は守られます。
- ・電話相談は匿名でも結構です。お気軽にご相談ください。
- ・面接相談は予約制になっています。事前にお電話にてお問い合わせください。

このような相談に応じています

- ・配偶者等からの暴力（DV）
- ・離婚に関する問題
- ・男女間での問題 …など

例）夫から暴力を受けている。

例）離婚したいがどうすればよいかわからない。

- 対象者：女性
- 相談形式：電話・面接
- 相談対応者：女性支援相談員

名称	電話番号・対応時間・所在地
中央こども女性相談センター	電話番号：088-652-5503 088-623-8110
	対応時間：毎日9時～22時 （年末年始は除く）
	住所：徳島市昭和町5丁目5番地の1

県立総合教育センター 特別支援・相談課（こころとからだのサポートセンター）

このような相談に応じています

幼児・児童生徒の教育に関する相談

- ・不登校
- ・いじめ
- ・生徒指導上の問題
- ・発達障がいを含めた障がいのある幼児・児童生徒についての相談 …など

※相談の内容によっては、別の相談機関や医療機関をご紹介します場合もございます。

※発達検査は行っておりません。



【相談電話番号】088-672-5200

【相談対応Eメール】tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp

【住所】徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7

【最寄り駅・行き方】徳島バス鍛冶屋原線 不動・板野経由『総合教育センター』下車

【ホームページ】<http://www.tokushima-ec.ed.jp/>

【対象者】原則として、18歳までの幼児・児童生徒に関する、本人・保護者、教員等からの相談を受け付けています。

【相談対応時間】月曜日～金曜日9時～17時（土・日・祝日及び年末年始は除く）

【相談形式】

- ・電話相談
- ・メール相談
- ・来所相談…事前に電話予約が必要です。面談時間は1回50分です。

【相談対応者（職種）】指導主事

※詳細は電話でお問い合わせ下さい。

フレアとくしま相談室 ときわプラザ（男女共同参画交流センター）

【相談対応電話番号】088-626-6188

【住 所】徳島市山城町東浜傍示1（アスティとくしま内）

このような相談に応じています

生き方・夫婦・家族・子ども・人間関係・離婚・DV・セクハラなど、さまざまな悩みや問題に関する総合相談に対応しています。話すことで、相談者が自分のところに耳を傾け、自分と向き合うなかで、気持ちや問題の整理をする、解決の方向を探る、自分を知る、新しい自分を発見し、自分らしく生きていく答えを見つけるお手伝いをします。

※緊急対応や具体的な問題解決が必要な場合は、他機関をご紹介させていただく場合もあります。

【ア ク セ ス】

- ・徳島市営バス『山城町（ふれあい健康館）』行
『南部循環線（左回り）』行
『アスティとくしま』行
 - ・徳島バス 『R55 バイパス線（あいさい広場）』行
文理大西口下車 約900m
- } 文理大学
前下車

どうしたいのか…相談員が相談者の気持ちに寄り添って一緒に考えていきます。相談は無料、秘密は厳守します。

【ホームページ】<http://www.pref.tokushima.lg.jp/flair>

【対象者】徳島県民に限る（法律相談は女性のみ）

【相談対応者】男女共同参画専門員等

【初回利用の方法】面接や法律相談をご希望の場合は、まずお電話にてご予約ください。



相談形式	相談対応時間
電話 (性別に関わりなく可)	月・水・木・金・土（火曜日が祝日の場合は翌日が休み） 10時～12時、13時～16時
女性のための面接相談 (予約制)	毎月第1, 3, 4木曜日 10時～12時、13時～16時（一人50分程度）
男性のための面接相談 (予約制)	毎月第1月曜日 15時～17時（一人50分程度）
法律 (予約制・女性のみ)	毎月第2木曜日 13時～16時（一人30分以内）

※無料託児所があります。利用を希望される場合は、こども室（088-655-4638）に電話にてご予約ください。相談とは別の予約になりますので、ご注意ください。

青少年こころの相談

このような相談に応じています

思春期・青年期のさまざまな心の問題・悩み・心配事などについてご相談に応じています。ご本人をはじめ、そのご家族や関係者の方からのお問い合わせも可能です。

例) ・友人や家庭、学校、職場での対人関係に悩んでいる。

- ・進路のことで悩んでいる。勉強が手につかない、勉強のやる気がでない。
- ・子どもとの接し方に悩んでいる。
- ・子どもの学校生活（いじめや不登校）、非行、問題行動で悩んでいる。

…など

【電話番号】088-625-6165

【住所】徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）1階

【受付相談時間】月・火・木・金・土 13時～17時（年末年始休み）

【相談形式及び相談対応時間】電話相談・面接相談・出張相談。いずれも1人50分程度

※面接相談・出張相談を希望される場合は、事前に電話予約が必要です。

相談の内容によっては、県内の関係機関を紹介させていただく場合があります。

【相談対応時間】

<電話相談・面接相談>月・火・木・金・土：13時～17時（年末年始休み）

<出張相談>月・火・木・金：10時～17時（祝日、年末年始休み）

【出張相談実施場所】徳島県総合県民局（美波・阿南・三好・美馬庁舎等）

【相談対応者】青少年活動推進員



少年サポートセンター（徳島県警）

少年サポートセンターでは、子どもに関する以下のような相談をお受けしています。相談は無料です。秘密は厳守いたしますのでお気軽にご相談ください。

【いじめホットライン】

- 主な相談内容：子どものいじめに関する相談
- 相談対応電話番号：088-623-7324
- 対象者：子どもおよび保護者等
- 相談対応時間：24 時間
- 相談形式：電話
- 相談対応者：少年補導職員等
(夜間・休日は県警本部当直員の対応となります。)

【ヤングテレホン】

- 主な相談内容：子どもの問題行動や犯罪被害に関する相談全般
- 相談対応電話番号：088-625-8900
- 対象者：子どもおよび保護者等
- 相談対応時間：8時 30 分～17 時 15 分
(土・日・祝日は除く)
- 相談形式：電話
- 相談対応者：少年補導職員等

【面接相談】

- 主な相談内容：非行・いじめ・児童虐待・犯罪被害など少年に関する様々な相談
- 予約電話番号：088-625-8900
- 対象者：子どもおよび保護者等
- 相談対応時間：8時 30 分～17 時 15 分（土・日・祝日は除く）
- 相談形式：面接（予約制になっております。事前にお電話にてご予約ください。）
- 相談対応者：少年補導職員等

※平日、仕事等でなかなか相談に来られない保護者のために、毎月第1日曜日 10 時～16 時に警察本部において『サンデー親子相談室』を開催しています。
詳しくは予約電話番号（088-625-8900）にお問い合わせください。
受付時間：8時 30 分～17 時 15 分（土・日・祝日は除く）

徳島法務少年支援センター

このような相談に応じています

- ・非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係などの相談に応じます。
- ・学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会などで非行等の説明を行います。
- ・児童や生徒などに対して、少年非行における手続きについて法教育を行います。

- 【相談電話】088-652-4115
- 【住所】徳島市助任本町5丁目40
- 【アクセス】徳島市営バス「助任本町5丁目」
徳島バス「助任本町」下車
- 【相談対応時間】8時 30 分～17 時
(土・日・祝祭日・年末年始を除く)
- 【相談形式】来所相談・電話相談
※来所相談は電話での予約をお願いします
- 【相談対応者】センター職員（心理職）
- 【利用方法】相談等は無料

青少年健全育成センター

このような相談に応じています

青少年とその家族を対象としたあらゆる悩みごと（友だち、学校、勉強、家庭、いじめ）に対する相談・支援を行っています。

機関名	電話番号・所在地
小松島市青少年健全育成センター (小松島市・勝浦町・上勝町)	0885-32-5560
	小松島市南小松島町1番16号 (勤労青少年ホーム3F)

子どもの人権110番

学校で友達から「いじめ」を受けて学校に行きたくない、でも先生や親には言えない…誰に相談していいかわからない…。もしもそんな苦しみを抱えていたら、一人で悩まずに、私たちにお電話ください。「子どもの人権110番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用電話相談窓口です。相談は、全国の法務局・地方法務局において、人権擁護事務担当職員及び人権擁護委員がお受けします。相談料は無料、秘密厳守にて対応します。

【電話番号】0120-007-110（全国共通フリーダイヤル・無料）
【対応時間】8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

女性の人権ホットライン

夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用電話相談窓口です。相談は、全国の法務局・地方法務局において、人権擁護事務担当職員及び人権擁護委員がお受けします。相談料は無料、秘密厳守にて対応します。

【電話番号】0570-070-810（全国共通ナビダイヤル・通話料必要）
【対応時間】8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

人権相談所

毎日の生活の中で、「これは『人権問題』ではないだろうか？」と感じたり、思い悩んだりすることはありませんか？そのような場合の相談窓口です。相談は、法務局の人権擁護事務担当職員及び人権擁護委員がお受けします。相談料は無料、秘密厳守にて対応します。面接による相談もお受けします。

【電話番号】0570-003-110（全国共通ナビダイヤル・通話料必要）
※最寄りの法務局につながります。
徳島地方法務局
徳島地方法務局阿南支局
徳島地方法務局美馬支局
【対応時間】8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

法テラス（日本司法支援センター）

借金・離婚・相続・・・

労働問題・犯罪被害・・・

■法テラス徳島の情報提供

法的トラブルでお悩みの方々に、法制度に関する情報と、相談窓口に関する情報を無料で提供します。

■日時 月～金 原則、午前9時30分～正午、午後1時～午後3時30分
(年末年始祝日を除く)

■電話 **050-3383-5575**

■面談もおこなっています(予約優先制)

■法テラス徳島の無料法律相談

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用の立て替えをおこないます。

※予約電話番号 050-3383-5575

■弁護士相談

(日時)・月～金 10:00～12:00
・水 13:00～15:30
・木 13:30～15:30
・金 17:00～19:00
・第2・4土曜日 13:00～15:00

(場所) 法テラス徳島・契約弁護士事務所

■司法書士相談

(日時)・水 11:00～12:00
(場所) 法テラス徳島

※いずれも祝日・年末年始を除きます

無料法律相談の資力基準

夫婦間の紛争の場合を除き、原則として配偶者の収入又は資産を加算した額で判断します。

①収入等が一定額以下であること

月収(賞与を含む手取り年収/12)の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000 円以下	251,000 円以下	272,000 円以下	299,000 円以下

※5人家族以上は、1人増につき30,000円加算されます。

※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその全額が加算されます。

・単身者 41,000円 ・2人家族 53,000円
・3人家族 66,000円 ・4人家族以上 71,000円

②保有財産が一定額以下であること

現金・預貯金の基準額は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族 以上
180万 円以下	250万円 以下	270万円 以下	300万円 以下

※3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。

(お問い合わせ先)

日本司法支援センター徳島地方事務所

(法テラス徳島)

住所：徳島市元町1丁目24番地 アミコビル3階

TEL：050-3383-5575

日本司法支援センター(法テラス)は、「総合法律支援法」にもとづいて国が設立した公的な法人です。

徳島弁護士会

身近な法律問題について、お気軽にご相談ください

【弁護士が対応している相談窓口】

※予約が必要な場合がございます。事前にお電話でお問い合わせ下さい。

名称	相談日・時間	相談場所	問い合わせ先	備考
弁護士会 法律相談センター	月～金曜 13時 ～14時30分	弁護士会館	088-652-5768	30分 5,000円（税別）
	水曜 19時 ～20時10分			
	土曜 10時～12時			
借金問題 無料法律相談	毎週月曜 13時～16時			クレジット・サラ 金等の借金相談
日弁連交通事故 相談センター	毎週水曜 13時 ～15時30分			
弁護士会 夜間電話相談	毎週水曜 19時 ～20時30分	（電話相談のみ） 088-652-5908 088-652-3017		相談料無料 匿名相談可
暴力追放 県民センター	第2・4木曜 13時30分 ～15時30分	暴力追放県民センター （沖浜東2丁目12-1）	088-656-2710	民事介入暴力に関 する相談
心配ごと相談	第2水曜 13時～16時	ふれあい相談センター （ふれあい健康館内）	088-625-4356	原則として徳島市 在住の方のみ



○犯罪被害者支援センター

犯罪被害についての法律相談を、電話相談・面談相談ともそれぞれ初回無料で実施しています。

【対 象】犯罪（DV、ストーカー含む）によって被害を受けたご本人やそのご家族、近い関係にある方。犯罪の種類、資力は問いません。

【受付時間】月～金曜日、9時～17時

【電話番号】088-652-5768（徳島弁護士会）

【相談方法】まず、徳島弁護士会にお電話いただければ、ご相談をお伺いする弁護士をご紹介いたします。弁護士への相談は、電話相談と面談相談があり、ご希望に応じてどちらでもご利用できます（電話相談と面談相談1回ずつのご利用も可能です）。電話相談・面談相談とも、それぞれ初回に限り無料です（ただし、電話相談の場合の通話料はご負担下さい）。面談相談は、原則として担当弁護士の事務所で実施いたします。

○高齢者・障害者支援センター

【対 象】高齢者・障害者で虐待を受けて困っている方、財産管理や日常生活で不安をお持ちの方、成年後見制度について関心がある方など、広く高齢者・障害者の方からの相談を受け付けています。

【受付時間】月～金曜日、9時～17時

【電話番号】088-652-5768

【相談方法】

ア 来館法律相談

場所は弁護士会館となります。費用は30分5,000円（消費税別）です。

イ 出張法律相談

病気、高齢等の理由で来館が困難な場合には、出張相談に応じます。費用は1回あたり10,000円～20,000円（消費税別）を目安とします（ただし、交通費別）。

ウ 電話法律相談

同一案件につき一回限り、電話相談に応じます。相談料は無料です。まずは、徳島弁護士会にお問い合わせください。



徳島県司法書士会

●司法書士総合相談センターでの相談●

1人30分の無料相談で要予約。※1のみ有料（5,000円（税別））で、1人1時間に対応。

司法書士は、あなたの身近にいる「くらしの法律家」です

- ・家や土地について
- ・相続について
- ・労働トラブルについて
- ・借金について
- ・裁判について
- ・消費者問題について

…などの相談に応じています

受付時間：月～金曜日の9時～17時

名称	相談日・時間	相談場所	予約の連絡先
司法書士 徳島総合相談センター	毎週水曜日 15時～17時	徳島市南前川町4-41 司法書士会館2階	要予約 088-657-7191
	毎週木曜日※1 17時半～19時半		

●無料法律相談（予約不要）●

場所（住所）	開催日・時間	電話番号
小松島市総合福祉センター（小松島市横須町11-7）	第4土曜日9時～12時	
司法書士夜間電話無料相談	月・金曜日18時～20時	088-622-1234

生活困窮窓口

【生活困窮者自立支援制度】

働きたくても働けない、住むところがないなど、仕事や生活に困っている方の相談に応じます。相談窓口では、支援員が一人一人の状況に合わせた支援プランを作成し、寄り添いながら、他の専門機関と連携して、自立に向けた支援を行います。（生活保護を受給している方を除きます。）

【問い合わせ先】

名称	住所	電話番号
こまつしま生活自立支援センター	徳島市昭和町3丁目35-1 わーくぴあ徳島2階	088-679-7754 0120-783-141 (相談専用)

消費者生活相談窓口

消費生活相談では、「突然お金を請求された」「いらぬ物を買わされた」「しつこく勧誘された」など商品やサービスの取引、安全性、品質、機能などについての苦情を受け付け、公平な立場に立って問題解決のお手伝いをします。また、多重債務などの問い合わせにも応じています。

●消費者ホットラインが開通しました

全国共通の消費者相談電話「消費者ホットライン」が開通しました。

消費者ホットライン 188

188番にかけると、消費者ホットラインにつながります。

音声ガイダンスに沿って操作していただくと、お近くの消費生活センターや国民生活センターを御案内します。

188（いやや）泣き寝入りと覚えてください！

徳島県消費者情報センター

【対象者】徳島県内にお住まいの方

【相談場所】徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）5階

【相談受付】平日（水曜日を除く）9:00～18:00

土曜日・日曜日 9:00～16:00

【休所日】毎週水曜日、祝日および年末年始

【相談方法】電話、来所、メール

【電話番号】(088)623-0110

【ファクシミリ】(088)623-0174

【メール】メール相談は下記ホームページの入力フォームからご入力ください。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

小松島市消費生活センター

【対象者】小松島市・勝浦町・上勝町にお住まいの方

【所在地】小松島市横須町2番14号 教育委員会庁舎内1階

【電話番号】0885-38-6880

【ファクシミリ】0885-38-6880

【相談受付時間】平日9時～16時

【休所日】土曜日・日曜日・祝日・年末年始

【相談方法】電話、来所

【ホームページ】<https://www.city.komatsushima.tokushima.jp/docs/2754.html>

徳島県商工会連合会

商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体で、主に町村部に設立された公的団体です。

小規模企業や中小企業の皆さまを応援しています。

徳島県商工会連合会 … 電話番号：088-623-2014

受付時間：8時半～17時（土・日・祝を除く）

住所：徳島市南末広町5番8-8（徳島経済産業会館2階）

【このような相談に応じています】 ※商工会によっては一部実施していない場合もあります。

- ・ 経営相談・支援（経営指導員によるアドバイス）
- ・ 税務相談・経理指導（税金の各種控除、青色申告制度について）
- ・ 金融相談・斡旋（金融・信用保証に関する相談や斡旋、マル経資金融資）
- ・ 取引、販路開拓支援
- ・ 労務相談（従業員の福利厚生、保険、退職金について）
- ・ 連鎖倒産防止相談
- ・ 分野別専門家派遣（課題ごとに適切な専門家を無料で派遣）

小松島商工会議所

中小企業相談所を設置して皆さまの経営全般のご相談をお受けしています。

【このような相談に応じています】 ※地域によっては内容が異なる場合があります。

- ・ 融資 ・ 税務 ・ 労務 ・ 創業 ・ 共済保険 ・ 情報化 ・ 取引 …等々

受付時間：8時半～17時（土・日・祝を除く）

名称	住所	電話番号
小松島商工会議所	小松島市小松島町字新港 36 小松島市総合コミュニティセンター1階	0885-32-3533

公益財団法人 とくしま産業振興機構

県内の中小企業の方々を対象に、さまざまな支援を行っている公益法人です。

- 経営相談窓口…豊富な診断経験を有する専門家（中小企業診断士など）が、経営戦略や経営管理の各種相談に無料で応じます。
- 下請かけこみ寺事業…中小企業の取引に関するトラブルの相談（経営相談は除く）を受け、無料で適切な助言を行うほか、必要に応じて裁判外紛争解決手続き（ADR）の紹介等を行います。
- 専門家派遣…中小企業や創業者などが抱える諸問題（経営全般、マーケティング、資金、税務、ISO認証取得等）に対し、さまざまな分野の専門家を派遣し、診断・助言を行います。（受診企業に負担金が生じます。）

【そのほか次のような支援も行っております】

経営支援

- ◎新事業を展開したい
- ◎設備投資のための支援を受けたい
- ◎新商品・技術開発、経営革新などの補助金を受けたい
- ◎起業家向けの支援を受けたい

人材育成・確保

- ◎研修やセミナーに参加したい
- ◎改善活動のリーダーを育てたい
- ◎Uターン・Iターン人材を確保したい、徳島にUターン・Iターンしたい

技術・販路開拓支援

- ◎販路開拓をしたい
- ◎技術開発をしたい

【電 話】088-654-0101（代表）
【対 応 時 間】8時30分～17時45分
（土・日・祝日を除く）
【住 所】徳島市南末広町5番8-8号
【ホームページ】<https://www.our-think.or.jp/>

仕事なんでも相談室

解雇、賃金引下げ、労使紛争などの労働問題のほか、雇用問題に悩む事業者からの相談にも応じます。県労働雇用戦略課、県労働委員会、徳島労働局などとも連携。専用のフリーダイヤルも用意しており、電話での相談にも応じます。

【電話番号】0120-783-072・088-625-5112

【受付時間】月～金…9時～20時、土日…10時～16時（祝日、お盆、年末年始は休み）

【住 所】徳島市昭和町3丁目35-1 労働福祉会館内

【相談内容例】

- 「雇用保険に加入して貰えない、失業給付を貰いたい」「会社が倒産したが、給料が心配」
- 「休憩・休日がきちんと取れない」「辞めろと言われた（解雇・退職強要）」
- 「セクハラを受けた」「派遣中のトラブル」…等々

徳島労働局

職場でのトラブルの解決を徳島労働局がお手伝いします

解雇や労働条件の不利益変更など、労働に関する事項について個々の労働者と事業主との紛争（個別労働紛争）が増加しています。最終的解決手段には裁判制度がありますが、裁判には多くの時間と費用がかかります。

そこで、無料で個別労働紛争の解決援助サービスを提供しています。紛争の未然防止・迅速な解決にお役立て下さい。

★総合労働相談コーナー

専門の総合労働相談員が、労働問題に関するあらゆる分野について相談に応じ、問題点の整理や解決方法・処理機関等についての情報を提供します。

相談内容については、秘密を守ります。

- 解雇、配置転換・出向、雇止め、労働条件の不利益変更
- 職場におけるセクシュアルハラスメント、いじめ
- 労働契約の継承
- 募集・採用に関する差別的取扱い …など

名称（管轄）	電話番号	所在地
徳島労働局 総合労働相談コーナー	088-652-9142	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階
徳島総合労働相談コーナー (徳島市、小松島市、吉野川市、 名東郡、名西郡、勝浦郡)	088-622-8138	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎1階 徳島労働基準監督署内

※対応時間は 月曜日から金曜日 8時30分～17時15分

土・日・祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は休みです

※事業場の所在地を管轄する監督署が所轄になりますので、相談・問い合わせに際してご注意ください。

地域若者サポートステーション

サポステがあなたの「働く」をお手伝いします。

「働く前に自信をつけたい」「仕事のプランクがあって不安」「仕事を長続きさせたい」 …など

このような相談に応じています

仕事をしたいという希望はあるけれど、きっかけがつかめない、仕事を探す前に不安なことや苦手なことを何とかしたい、といった方のご相談を受けています。また、様々な内容の就労支援講座（パソコン講座、ビジネスマナー講座、コミュニケーション講座、履歴書の書き方、など）、職場実習を実施しています。

※就職の斡旋はしていません。秘密は厳守いたします。

	とくしま地域若者サポートステーション
相談対応電話番号	088-602-0553
住所	徳島市寺島本町西1-7-1 徳島駅前171ビル（旧日通朝日徳島ビル）1階
対象者	15歳～概ね39歳までの若者及びその家族
相談対応時間	月～金曜日 10:00～18:00 土曜日 10:00～17:00
相談形式	事前に電話予約の上、個別相談。相談は無料
相談対応者	キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、臨床心理士ほか



ハローワーク（公共職業安定所）

仕事をお探しの方

（１）窓口での職業相談、職業紹介

どんな仕事がいいのか決められない、具体的な求職活動の仕方がわからないなど、就職に関する多様な相談をお受けしています。全国の求人の中から職員と相談しながら一緒に求人を探すこともできます。また、地域の求人については、求人検索パソコンや職種ごとにまとめたファイル等による公開もしており、さらに詳しい個々の求人内容や条件等について窓口にて情報提供しています。

応募したい求人が決まった場合には、その会社にご紹介するとともに、応募書類や面接等に不安がある場合は、具体的なご相談にも応じています。

（２）雇用保険の給付

失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるよう、窓口で求職活動を行っていただいたうえで失業等給付を支給するほか、自発的に能力開発に取り組む場合等に必要な給付を行います。

（３）その他のサービス

以上のほか、希望する職業の求人求職状況をはじめ、就職するために必要な資格・経験や、そのための能力を身につけるための訓練コース等、仕事についての情報提供等も行っています。

事業主の方

（１）人材の紹介

求人を受理し、その仕事にふさわしい人材を紹介します。また、求人条件設定や人材確保に関するご相談もお受けしています。

（２）雇用保険の適用

雇用保険被保険者資格の取得や喪失の手続きを行います。

（３）助成金・給付金の支給

雇用の安定等を図るために、様々な助成金・給付金の支給を行っています。

（４）雇用管理サービス

募集・採用・配置等についての相談・援助のほか、高齢者や障害者について適切な雇用管理が行われるよう援助を行っています。

（５）その他のサービス

以上のほか、地域の労働市場、労働条件の実態を把握するための情報提供等も行っています。

名称	電話番号・所在地	所管地域
徳島公共職業安定所 小松島出張所	TEL：0885-32-3344	小松島市、勝浦郡
	小松島市小松島町外開1-11 小松島みなと合同庁舎1階	

徳島産業保健総合支援センター

このような相談に応じています

事業主や人事労務担当者などから寄せられる相談に、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等の相談員が対応し、抱える課題等の解決をお手伝いします。この相談窓口では、メンタル不調者に関する医学的・専門的な事項のほか、メンタル不調者への対処方法、主治医や家族との連携の仕方、職場復帰支援の進め方、復職後の就業上の配慮など幅広い分野に関するご相談をお受けしています。

【電話番号】088-656-0330

【ファクシミリ】088-656-0550

【住所】徳島市幸町3-61 徳島県医師会館3階

【アクセス】徳島駅から徒歩10分

(徳島市役所の南側) ※駐車場なし

【ホームページ】<http://www.tokushimas.johas.go.jp/>

【対象者】事業主、企業の衛生担当者・人事労務担当者等、産業保健スタッフの方。

労働者またはそのご家族の方の一時的なご相談にも対応可

※労働者本人の一時的な相談は可能ですが、診断等の医療行為やカウンセリングは実施できません。必要により専門機関をご紹介します。

○相談対応時間：ホームページの相談日カレンダーをご確認ください。

○相談形式：電話・面接・E-mail

○相談対応者：精神科医、臨床心理士、シニア産業カウンセラー

○初回申込方法：事前のご予約をお願いいたします。お申込みは、ホームページのお申し込みフォーム、及び電話、FAXにて受付しています。



産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフが実地又は、センターの窓口（予約）、電話、電子メール等で相談に応じ、解決方法を助言しています。

障害者就業・生活支援センター

このような相談に応じています

- ・障害のある方の「はたらく・くらし」を支援します。
- ・仕事面のサポートだけでなく、生活面のサポートもしています。
- ・ハローワークや障害者職業センターと連携して支援を行います。
- ・必要に応じて職員が自宅や企業へ訪問します。

あなたの『はたらく・くらし』
をお手伝いしま〜す！

【対象者】・精神、知的、身体に障がいのある方（発達障がいなども含む）
・障がい者手帳の有無や年齢などは問いません。

【相談形式・利用方法】電話・面接・自宅訪問

(※自宅訪問は、まず電話で相談の上、必要に応じて行っています。)

【相談対応者】センター職員

名称	電話番号・対応時間・所在地	所管地域
よりそい	電話：0884-49-5830 FAX：0884-42-2839 対応時間：電話相談 月～金 8:00～16:30 (それ以外の時間は、応相談) 所在地：阿南市那賀川町苅屋 25 番地	小松島市、阿南市、那賀郡、海部郡、勝浦郡

徳島障害者職業センター

このような相談に応じています

- 自分に合った仕事や働き方を探すための職業相談・職業評価
- 職場のマナー・ルールを身につけたり、職場で発生する苦手なことへの対処法を身につけたりするための職業準備支援
- 職場で安心して働き続けるためにマンツーマン形式で支援を行う、ジョブコーチ支援
- うつ病などで休職していて、職場復帰をするためのリワーク支援
- その他、障害者の雇用を考えている事業主への相談、職場復帰や職場定着に向けた相談、支援
例)「どのような仕事が自分に向いているのか知りたい」
「就職しても長続きしないが、どうしたらよいか？」
「ジョブコーチ支援や職業準備支援などの支援サービスを利用したい」
「障害がある社員に対してどのように支援したらいいか？」

※ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携して支援を行っていますが、職業紹介や仕事に関する一般的な相談のみの場合は最寄りのハローワークへご相談下さい。就職に加え、それに伴う生活上の相談、支援については障害者就業・生活支援センターへご相談下さい。

当センターでは就職だけでなく、『出来るだけ長く働き続けるために』という視点でアドバイスや支援を行っています。
お気軽にご連絡下さい。

【相談電話番号】088-611-8111

【住所】徳島市出来島本町1-5（ハローワーク徳島4階）

【アクセス】JR徳島駅より徒歩10分

【ホームページ】<http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/tokushima/>

【対象者】障害を抱えながら、就職を希望している方

（障害者手帳の有無や障害の種別は問いません。）

【相談対応時間】月～金曜日：9時～17時（土・日・祝祭日・年末年始は除く）

【相談形式】電話、面接。面接では専門のカウンセラーとの相談や、心理・作業検査などを行います。要する時間は概ね半日程度ですが、相談の状況によっては数回の来所をお願いする場合があります。なお、予約制となっております。相談は無料です。

【相談対応者（職種）】障害者職業カウンセラー

【利用方法】電話相談の上、必要があれば予約して来所相談。関わっている関係機関の方も同行していただければ幸いです。

徳島県障がい者相談支援センター

このような相談に応じています

※18歳以上の身体障がい者及び知的障がいに関する相談に応じています。

- ・福祉の諸制度、施設について知りたい。
- ・身体障がい者の補装具についての情報を知りたい。
- ・身体障害者手帳や療育手帳について知りたい、相談したい。
- ・心身障害者扶養共済制度について知りたい。
- ・生活全般、その他困っていることで相談したい。 …など

相談形式

【一般相談】電話相談及び来所による相談

【専門相談】電話予約の上、相談日及び判定日に面接

※遠隔地での巡回相談も行っています。

※専門医による判定は完全予約制です。お住まいの市町村役場へお申し込み下さい。

【相談対応電話番号】

- ・身体障がい関係：088-631-8715
- ・知的障がい関係：088-631-8713
- ・ファクシミリ：088-631-8722

【メールアドレス】

syougaisyasoudanshiensenta@pref.tokushima.jp

【住所】徳島市南矢三町2丁目1-59

徳島県立障がい者交流プラザ1階

【アクセス】

バス：徳島市営バス「科学技術高校」から徒歩1分

JR：「蔵本駅」から徒歩15分

【相談対応者】

- ・一般相談：センター職員
(身体障害者福祉司、知的障害者福祉司など)
- ・専門相談・判定：専門医(整形外科、耳鼻科など)、
判定員、障害者福祉司など

【利用方法】相談は無料

【対応時間】

一般相談：月曜日から金曜日 8時30分～17時15分
(祝祭日、年末年始を除く)



徳島県障がい者権利擁護センター

このような相談に応じています

- ・障がい者への虐待に関する相談
- ・障がい者への差別に関する相談
- …など

【対応時間】

月曜日から金曜日 9時～17時
 (祝祭日、年末年始を除く)
 ※休日は、留守番電話で対応

【住 所】

徳島市南矢三町2丁目1-59
 徳島県立障がい者交流プラザ1階
 徳島県障がい者相談支援センター内

【アクセス】

JR:「蔵本駅」から徒歩15分

【相談形式】

- ・専用電話による電話相談
- ・必要に応じて、来所相談も行っています。

【相談対応者】

センター職員(専門相談員など)

【利用方法】

相談は無料

【相談対応】

- 電話番号: 088-631-1188
- ファクシミリ: 088-631-1188
- メールアドレス:
syougaisyasoudanshiensenta@pref.tokushima.jp



※「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」等、障がい者の権利擁護に関する相談を行っています。
 相談内容に応じて市町村等の関係機関と連携して対応しております。

障がい福祉相談窓口

このような相談に応じています

日常生活、障がい福祉サービス、福祉制度などについて様々な相談に応じています。

機関名	問い合わせ先・所在地
小松島市 介護福祉課	電話: 0885-32-2279 FAX: 0885-35-0272
	所在地: 小松島市横須町1-1

徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキ・アイリス

ハナミズキ

【電話番号】 0885-34-9001

【住 所】 小松島市中田町新開 2-2

【アクセス】

JR 中田駅下車 徒歩約 25 分 (約 1.5km)

徳島バス 中田新開下車 徒歩約 5 分

アイリス

【電話番号】 0883-63-5211

【住 所】 美馬市美馬町字大宮西 100-4

【アクセス】

JR 貞光駅下車 車約 10 分

美馬 IC より 車約 5 分

【支援内容】

●相談支援

自閉症、アスペルガー症候群、LD、ADHD などの発達障がいのある方やそのご家族が対象です。年齢の制限はありません。相談の際に診断名は必要ありません。

●発達支援

☆のびっ子学級 (幼児期の親子参加型の学級)

☆すくすく学級 (幼児期から小学校低学年の保護者が子どもの特性やかかわり方を学ぶ教室)

☆発達のバランスや生活スキルに関する発達検査

●就労支援

就労したいと思っている方、就労しているがうまくいかないと感じている方の相談に応じます。また、就労のために就労関係機関とも連携を図りながら支援を行います。

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/hattatsu/hanamizuki/>

【相談時間】 8時30分～17時15分

まずは、お電話・メールでご連絡ください

【相談対応者】

心理士・保育士

小児科医・精神科医 (嘱託) 等

【相談形式】 来所 (予約制)

【たとえば、こんなご相談があります】

<子どもの場合>

- 呼んでもふりむかない
- スーパーなどで、急に走り出して危ない
- ことばの遅れがある。または、難しいことばを使うが、意味がよくわかっていない
- 手順や日課が変わると混乱する

【たとえば、こんなご相談があります】

<大人の場合>

- 発達障がいかどうか知りたい
- 自分にあった仕事を探したい
- 家庭・職場などで困った行動があり、どうしたらいいか相談したい
- 友人や仲間がほしい
- 利用できる福祉制度などについて
- 自立した生活を送りたい

障害者サポートダイヤル

障がいのある人とその家族を対象に、障がい種別で各当事者団体が相談に対応しています。

【相談場所】

徳島市南矢三町2丁目1-59 徳島県立障がい者交流プラザ3階（※各団体共通）

・身体・

【電話番号】088-631-6240 【ファクシミリ】088-631-6211

【メール】kensinren@kouryu-plaza.jp

【URL】http://kensinren.ecnet.jp

【対応時間】9時～17時（土・日・祝日を除く）

・知的・

【電話番号】088-631-2720 【ファクシミリ】088-631-2719

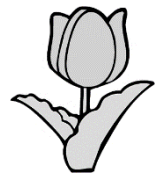
【メール】toku_ikuseikai@kouryu-plaza.jp

【対応時間】9時～17時（土・日・祝日を除く）

・精神・

【電話番号】088-631-2028

【対応時間】月・水・金曜の9時～15時



高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害とは

事故や病気などで脳に損傷を受けたために、記憶・注意・思考・判断などの認知機能に障がいが出てくる状態をいいます。日常生活に支障が生じますが、外見上は分かりにくいので、周囲の理解が得られにくく、サポートが得られずに困っている方は多いと考えられます。

【症状】

- ・新しいことが憶えられない
- ・感情が抑えきれない
- ・集中できず気が散りやすい
- ・効率よく行動できない

【原因となる疾患】

- ・外傷性脳損傷（交通事故、転落など）
- ・脳血管障害（脳梗塞、脳出血など）
- ・脳炎
- ・低酸素脳症
- …など

高次脳機能障害支援センター（徳島大学病院内）

【電話】088-633-9107

（患者支援センターの番号です。「高次脳機能障害について相談したい」とお話しいただくと、担当者にお繋ぎします。）

【住所】徳島市蔵本町2-50-1 徳島大学病院内

月～金 9:00～16:00（土日祝日休み）

徳島県の中核支援施設として、主に相談事業（電話・外来）や、外来診療による診断と評価、福祉サービスなどの制度利用の助言や関係機関との連携を各分野のスタッフと協力しながら行います。

相談支援コーディネーターがおり、各関連医療機関と連携しながら、支援活動を行っています。

徳島県医師会

医療ホットライン

…医療機関に関する相談・質問など

【受付電話番号】088-655-1184

【対応時間】月～金曜日：10時～16時（祝祭日を除く）

【相談形式】電話（※下をご覧ください）

※いずれも、いったん受付の者がご相談内容をお聴きし、専門医に確認をした後、折り返しお返事をさせていただきます。ご了承ください。

子どものこころの電話

- ・子どもの心身症などのこころの問題に悩む、学校や家族の方からの相談に応じています。
- ・学校と医師会、専門機関が緊密に連携し、こころの問題に悩む子どもたちに対し、適切な心理的・医学的援助を速やかに行うことを目的としています。

【受付電話番号】088-675-0556 【受付FAX番号】088-623-5679

【対応時間】月～金曜日：10時～16時（祝祭日を除く）

【相談形式】電話・FAX（※下をご覧ください）

エイズホットライン

【エイズ関連相談】088-655-6010 8時30分～17時（土・日・祝を除く）

徳島がん対策センター

徳島がん対策センターでは、がん患者総合相談窓口を設け、県内のがん患者さんやそのご家族に対し、治療や医療費などがん医療全般について電話相談支援を行っています。

【電話番号】088-634-6442

【受付時間】月～金（祝日を除く）8時30分～17時

県内の各がん診療連携拠点病院等では、『相談支援センター』を設置しています。

相談は無料ですが、病院によっては受付時間が異なり、予約が必要な場合もありますので、事前に電話にてお問い合わせください。

（担当医に変わって診断や治療の判断をするところではありませんので、ご了承下さい。）

病院名	名称	電話番号
国立大学法人 徳島大学病院	がん相談支援センター	088-633-9438
徳島県立中央病院	がん相談支援センター	088-631-7151（内線 2101）
徳島市民病院	患者支援センター	088-621-5121（内線 2180）
徳島赤十字病院	医療・がん相談支援センター	0885-32-2555（内線 3167）
徳島県立三好病院	がん相談支援センター	0883-72-1131（代表）

徳島県難病相談支援センター

難病で治療・療養中の患者さんやご家族の日常生活における相談・支援などを行っています。

●総合調整型・相談機能（難病相談に関する総合調整、難病に関する普及啓発など）

相談窓口	電話番号	ファクシミリ	住所
県保健福祉部健康増進課 感染症・疾病対策室	088-621-2224	088-621-2841	徳島市万代町1丁目1
受付時間：月～金曜日（祝祭日除く）8:30～18:15			

●専門医療特化型・相談機能（専門医療相談）

相談窓口	電話番号	ファクシミリ	住所
徳島大学病院 患者支援センター	088-633-9107	0120-33-5979	徳島市蔵本町2丁目50-1
相談（電話・面接）受付は、月～金曜日（祝祭日を除く）8:30～17:15			

相談窓口	電話番号	ファクシミリ	住所
国立病院機構徳島病院 地域医療連携室	0883-24-2161	0883-22-0703	吉野川市鴨島町敷地1354
受付時間：月～金曜日（祝祭日除く）9:00～17:00 面接相談は予約制			

●相互支援型・相談機能（患者支援団体による当事者相談）

相談窓口	相談日（場所）	備考
とくしま難病支援 ネットワーク	毎月第2水曜日 （徳島大学病院患者支援センター内）	相談は予約制 （088-692-0016）

難病の情報機関、その他の相談機関

●難病情報センター

ホームページ <http://www.nanbyou.or.jp/>

厚生労働省健康局難病対策課と公益財団法人難病医学研究財団が協力して開設しているホームページです。国が調査研究の対象に指定した疾病を中心に最新の医学情報を提供しています。

●国の機関（就労相談）

相談窓口	電話番号	FAX	住所
徳島労働局職業対策課	088-611-5387	088-622-2448	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎
受付時間：月～金曜日（祝祭日を除く）8:30～17:15			

難病就職サポーターによる相談が受けられます。詳しくはお問い合わせ下さい。

シルバー110番 徳島県高齢者総合相談センター

このような相談に応じています

高齢者やその家族の方々などが抱えておられる心配ごと、悩みごとなどについて、親身になってご相談に応じています。

高齢者福祉に関する情報提供や資料の提供・ビデオテープの貸出を行っています。

【相談対応電話番号】0120-308-504

(携帯・PHS等はフリーダイヤル利用不可)

【所在地】徳島市中昭和町1丁目2番地

(徳島県立総合福祉センター4階)

【最寄り駅・行き方】

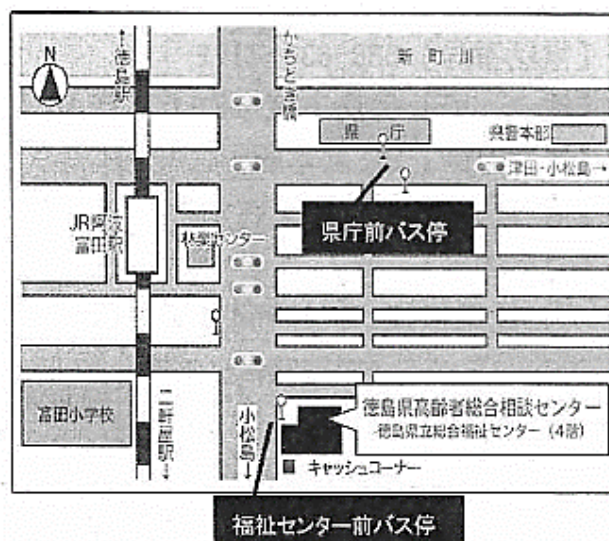
- ・JR牟岐線 阿波富田駅より徒歩8分
- ・徳島市営バス・徳島バス
「福祉センター前」下車すぐ
- 「県庁前」下車徒歩10分
- ・小松島市営バス「県庁前」下車徒歩10分
- ・JR徳島駅よりタクシーで10分

【ホームページ】<http://www.ailand.or.jp/>

(Eメールによる相談はこちらから)

【相談形式】電話・来所・Eメール

ひとりで悩まず、どんなことでも
お気軽にご相談下さい。



相談の種類 (対応者)		相談の内容	時間
一般相談 (センター相談員)		各種福祉制度をはじめ、いろいろな心配ごと・悩みごとなど、高齢者の生活上の全般的な相談。	月～金曜日 9時～12時 13時～16時
専門相談	法律 (弁護士)	財産、相続、扶養、契約、金銭貸借などについて。 ※面接による相談で、予約制となっております。	木曜日 13時～15時
	内科医療 (医師)	病気や治療上の悩み、病気予防などについて。	第1・第3火曜日 14時～16時
	こころ (保健師)	精神的不安や自殺念慮などについて。	火・木曜日 9時～12時
	健康・介護・ 虐待 (看護師)	保健、介護、福祉用具・介護用品、高齢者虐待などについて。	第2・第4水曜日 13時～16時
	税金 (税理士)	所得、相続、贈与など、各種税金について。	第3水曜日 13時～16時

(注) 土・日、祝日、年末年始は休みです。

徳島県認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターでは、認知症の専門医療拠点として、次のことを行っています。

- ・精神保健福祉士などの専門スタッフによる医療機関受診前の医療相談
- ・鑑別診断や治療方針の選定
- ・身体合併症や周辺症状のある人への急性期対応

<基幹型>地域型の機能に加えて、身体合併症など救急・急性期医療に対応可。

1 徳島県立中央病院

【電話番号】088-631-7172

【住所】徳島市蔵本町1丁目10-3

【最寄り駅】JR 蔵本駅

【対象者】認知症を有するご本人及びその家族等

【対応内容】

- ①電話相談：受付時間：月曜日～金曜日
(相談時間 10時～12時 13時～16時 年末年始、祝日除く)
- ②外来診察：
 - ・認知症専門外来…水曜日・木曜日・金曜日の午後
専門的な診察や検査で鑑別診察を行います。
 - ・BPSD 外来…月曜日の午後
行動・心理症状に対する専門診察を行います。
- ③かかりつけ医からのFAXで予約を受け付けております。
<FAX>088-631-7130

徳島県認知症コールセンター

このような相談に応じています

- ・認知症に関する家族や本人の悩み。
- ・誰かに話を聴いてほしいとき。
- ・医療・介護・福祉等の専門機関の紹介をしてもらいたいとき。
- ・65歳未満で発症する「若年性認知症」についても、就労や経済的な不安など、お気軽にご相談ください。
若年性認知症支援コーディネーターがあなたをサポートします。

予約は必要ありません。
いつでもお気軽にご相談ください。

アクセス：最寄り駅
JR 阿波富田駅

- 【相談電話番号】088-678-4707
- 【ファクシミリ】088-678-8110
- 【メールアドレス】orangecall@quartz.ocn.ne.jp
- 【HPアドレス】<http://alz-tokushima.com/>
- 【相談形式】電話相談、来所相談、メール相談等
- 【相談対応者】認知症介護の経験を有する者
- 【相談対応時間】月曜日～金曜日
午前10時～午後4時（土日祝日、年末年始除く）
- 【住所】徳島市中昭和町1丁目2番
徳島県立総合福祉センター1F



定期的に介護家族が集まり、介護の相談、情報交換、勉強会などを行っています。
また、認知症ご本人のつどいも開催しています。
詳しくは、コールセンターにお問い合わせ、またはホームページをご確認ください。

徳島県警察相談窓口

徳島県警察に対するご意見やご要望又は各種相談の窓口は、次のとおりです。お気軽にご相談、お問い合わせください。相談にも応じます。

用件	窓口	電話
警察安全相談	警察総合相談センター	#9110 (プッシュ回線) (088)653-9110
悪質商法に関する相談		
廃棄物に関する相談		
性犯罪に関する相談		
暴走族に関する相談		
高齢者交通安全相談		
性犯罪に関する相談	犯罪被害者相談室	#8103 (プッシュ回線) (088)623-8103
子ども・女性を守る通報ダイヤル	子ども・女性安全対策室	(088)623-6110
薬物に関する相談	組織犯罪対策課	(088)653-4444
拳銃 110 番報奨制度フリーダイヤル		0120-10-3774
暴力団に関する相談		(088)626-0110
犯罪被害者相談・心のケア	犯罪被害者相談ダイヤル	(088)622-3101
子どもたちの悩みごと相談	ヤングテレホン	(088)625-8900
子どもたちのいじめに関する相談	いじめホットライン	(088)623-7324
運転免許に関する相談	運転免許案内	(088)699-0110
サイバー犯罪に関する相談及び情報 (フィッシング・ウイルス等)	フィッシング 110 番 (サイバー犯罪相談専用電話)	(088)622-3180

犯罪被害者相談所（徳島県警）

ひとりで悩まないでお電話ください。相談は無料です。秘密は守ります。

このような相談に応じています

犯罪被害者の方の中には、強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちを上手くコントロールすることが出来なくなったりする症状に悩まされる方もいます。

このような方に対して、電話や面接によるカウンセリングを行っています。

- 【相談対応電話番号】 088-622-3101
(内線 2202、2203)
- 【住 所】 徳島市万代町2丁目5番地1
徳島警察本部1階(犯罪被害者支援内)
- 【最 寄 り 駅】 JR 阿波富田駅
- 【対 象 者】 犯罪の被害に遭われた方
- 【相談対応時間】 月～金 9時～16時
(但し、年末年始、祝祭日を除く)
- 【相談形式】 電話・面接
- 【初回利用の方法】 面接相談をご希望の場合は事前にお電話にてご連絡ください。

性犯罪被害相談電話

あなたの心（ハート）に寄り添う相談電話があります。あなたの声をしっかりと受け止めます。

#8103 にダイヤルすると、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。

○性犯罪被害相談電話番号

24 時間対応

①#8103（ハートさん）

※プッシュ回線

②088-623-8103



覚醒剤追放ダイヤル（徳島県警）

覚醒剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬、危険ドラッグ等の取扱いは、法令により禁止又は制限されています。

覚醒剤追放ダイヤルでは、「覚醒剤を持っている人を見た」「危険ドラッグを使っている人を知っている」など、違法な薬物に関する情報をお待ちしています。

また、「家族に大麻の吸引を止めるよう言ってもやめない」など、違法な薬物に関する悩みごと受理も行っていますので、気軽にご相談ください。

みんなで、徳島県内から違法な薬物を追放しましょう！

覚せい剤等の違法薬物に関するご相談は
「088-653-4444」
（覚醒剤追放ダイヤル）

徳島県交通事故相談所

徳島県交通事故相談所は、交通事故被害者等の救済援護対策として、不幸にも交通事故に遭われ、損害賠償額等の問題解決を必要とする県民の皆様に対して、専門の相談員が解決できるよう指導や助言をおこなっています。お気軽にご活用ください。

【相談場所】徳島市万代町1丁目1番地

県庁1階 徳島県交通事故相談所

【相談受付】毎日（土・日・祝・年末年始を除く）

9時～12時、13時～16時

【電話番号】088-621-3200

交通事故に遭われ困っている方は、まずはお電話にてご相談ください。

交通事故に関する相談、例えば…

- 損害賠償額の問題
- 交通事故の過失の程度
- 示談の仕方 など



公益社団法人 徳島被害者支援センター

このような相談に応じています

犯罪、事故、災害等による被害に遭われた方、及びそのご家族、またはご遺族に対して、電話（メール）相談、面接相談等を通じて精神的支援、その他の各種支援活動を行うほか、刑事手続きの教示、必要、要望に応じて警察、病院、裁判所などへの付き添いなどの直接支援を行っています。

- 【電話番号】088-678-7830（相談電話）
088-656-8080（犯罪被害者相談・心のケア）
- 【住所】徳島市福島1丁目1番13 グリーンコープ101号
- 【アクセス】福島橋東詰を北に約150m（詳細はホームページをご覧ください）
- 【受付相談時間】月・水～土曜日 午前9時～午後4時
（火・日・祝日・年末年始除く）
- 【相談形式】電話相談・メール相談・面接相談・直接支援
※面接相談、直接支援は要予約。相談電話に連絡してください。
メール相談は、ホームページの相談フォームをご利用ください。
- 【ホームページ】<http://tokushima-vsc.jp/>
- 【相談対応者】電話相談～犯罪被害相談員、臨床心理士
面接相談～犯罪被害相談員、臨床心理士
直接支援～犯罪被害相談員、直接支援員

性暴力被害者支援センター よりそいの樹とくしま

このような相談に応じています

性暴力・性被害の相談

例) 性交された。裸の写真や動画を撮られた。

セクハラなど性的ないやがらせをされた。

※性暴力とは、同意のない・対等でない・強要された全ての性的行為を指します。

- 【相談形式】電話・面接
電話相談は匿名でもできます。
面接相談は予約制になっています。一度、お電話をください。
- 【相談対応者】女性相談員
- 【対応時間】24時間受付
夜間（17時～翌朝9時）・土・日・祝日・年末年始はコールセンターが対応
- ※利用は無料です。秘密は守られます。

※性暴力被害者支援センターは県内3か所あり、それぞれ所管地域が分かれています。お住まいの地域を所管するセンターへご連絡ください。

名称	電話番号・所在地	所管地域
よりそいの樹 とくしま 中央	電話：088-623-5111	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野 川市、阿波市、勝浦郡、名東郡、 名西郡、板野郡
	所在地：徳島市昭和町5丁目5-1	

徳島県精神保健福祉センター

とくしま自殺予防センター・徳島県依存症相談拠点・

ひきこもり地域支援センター「きのぼり」

このような相談に応じています

【センター職員による個別相談・家族相談】

- ひきこもり
- 依存に関する問題
(アルコール・ギャンブル・薬物など)
- 自殺に関する問題、ご遺族の相談
- その他精神保健福祉に関する相談 など

【嘱託医による個別相談・家族相談】

- 依存症に関する相談：第2・第4月曜日
- 思春期に関する相談：毎週木曜日

【酒害相談員によるアルコールに関する相談】

第1・第3水曜日



自死遺族交流会「わかちあいの会」

大切な方を自死で亡くされたご家族等の語り合いの場です。それぞれの想いを安心して語れる場となるよう開催しています。

○毎月 第4金曜日 13時半～15時

※参加を希望される方は、お電話でお問い合わせください。

徳島県依存症相談拠点

- 嘱託医による専門相談（依存症全般）
第2・第4月曜日（15時～17時）※要予約
- お酒に関する何でも相談
第1・第3水曜日（13時～15時）
- センター職員による相談（随時）※要予約

ひきこもり地域支援センター「きのぼり」

「きのぼり」では、個別相談のほか、ご本人やご家族が参加できる集団プログラムを実施しています。参加を希望される場合には、個別面接の中でご利用が適切かどうかをご相談させていただきます。

- 本人向け：ひきこもり当事者グループ
- ご家族向け：ひきこもり家族教室、

【相談対応電話番号】088-602-8911

【住所】徳島市新蔵町3丁目80

(徳島保健所、保健製薬環境センターと同じ建物の1階北側です)

【アクセス】徳島駅から徒歩15分。バス停：城東高校前、新蔵町下車徒歩3分

【対象者】上記の問題を抱えている本人、その家族、関係者など。

【相談形式】原則として来所相談で予約制です。必ず事前にお電話でご予約下さい。

【相談対応時間】※土・日、祝祭日および年末年始は除く

センター職員による精神保健福祉相談 ----- 月～金曜日 9:00～16:00

嘱託医による相談 ----- 依存症（第2・4月曜日の午後）

思春期（毎週木曜日の午後）

酒害相談員による相談（アルコールに関する相談） ---- 第1・3水曜日の午後

【相談対応者】センター職員（心理職等）、嘱託医（精神科医）等。

断酒会

断酒会は、酒害に苦しむ仲間が集まり経験などを語り合い、「一日断酒」を合い言葉に支え合う自助グループです。ご家族からの相談もお受けします。

地域の人々にアルコールの恐ろしさを訴えたり、再発予防や立ち直るきっかけとするために地域ごとに活動しています。

【問い合わせ先電話番号】088-641-0737（徳島県断酒会）

【ホームページ】<http://tokushimaken-dansyukai.or.jp/>

【初回の利用方法】断酒会は県内の様々な地域で行われています。

まずはお電話にて、開催地域や日時をお問い合わせください。

徳島 DARC（ダルク）

DARC（ダルク）とは、「薬物依存」「アルコール依存」などの「依存症」という「病気」のリハビリ専門施設です。当事者だけでなく、家族・恋人・友人・知人・関係機関からの相談も可能です。相談内容に応じて、プログラムの実施や自助グループの紹介などを行っています。

「薬物・アルコール」等の問題に関するご相談に専門スタッフが対応しますので、一人で悩まずに下記の連絡先へお電話、またはメールにてお問い合わせください。

秘密は厳守します。

【問い合わせ先電話番号】080-3994-4173

【Eメール】kagawadarc@ybb.ne.jp

【住所】徳島市住吉4丁目3-64 ラヴィータ博愛パートⅢ202



精神科医療機関 一覧

【クリニック・診療所】

医院・診療所名	住所	電話番号
あいざとパティオクリニック	徳島市蔵本町2丁目30-1 パティオ蔵本2階	088-634-1881 対応時間 9:00~17:00
枝川クリニック	徳島市大和町2丁目3番51号	088-653-1131
敬愛クリニック	徳島市南内町1丁目64-2	088-652-2271
城西ピオスクリニック	徳島市佐古1番町5-2	088-611-1160
鈴木医院	徳島市北常三島町1丁目18	088-622-1027
たけひさ医院	徳島市安宅1丁目8番37号	088-678-8751
田宮メンタルクリニック	徳島市北田宮3丁目1-11	088-678-3232
徳島シーガルクリニック	徳島市寺島本町東1丁目30	088-652-6837
富田橋クリニック	徳島市富田橋5丁目22番地	088-622-2177
宮内クリニック	徳島市名東町2丁目660-1	088-633-5535
やまぐちメンタルクリニック	徳島市寺島本町東3丁目5-1 プライム5F	088-653-6557
今井メンタルクリニック	鳴門市撫養町黒崎字八幡113-1	088-683-1552
いやしの杜クリニック	鳴門市撫養町小桑島字前浜199番地	088-676-2600
鳴門メンタルクリニック ココロカル	鳴門市撫養町南浜字東浜558番地	088-624-7700
渚クリニック	小松島市前原町字東19-3	0885-32-1705
クリニック釈羅	板野郡松茂町広島字楸の先22	088-699-5229
つかさクリニック	板野郡北島町中村字上地8-1	088-697-2323 ※初診要予約
あいざと山川クリニック	吉野川市山川町字前川200-2	0883-42-8811
岩城クリニック	阿南市学原町上水田11番地1	0884-23-5600
けんなんメンタルクリニック	阿南市日開野町筒路15-1 阿南開発ビル5F	0884-23-6522

【病院】

病院名	住所	電話番号
徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111 (代)
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
城西病院	徳島市南矢三町3丁目11-23	088-631-0181
城南病院	徳島市丈六町行正27-1	088-645-0157
第一病院	徳島市新浜本町1丁目7-10	088-663-1122
TAOKA こころの医療センター	徳島市城東町2丁目7-9	088-622-5556
八多病院	徳島市八多町小倉76	088-645-2233
そよかぜ病院	徳島市名東町2丁目650-35	088-631-5135
南海病院	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂5	088-687-0311
鳴門シーガル病院	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井57	088-688-0011
ほのぼのホスピタル	板野郡松茂町中喜来字群恵216番地1	088-699-5151
藍里病院	板野郡上坂町佐藤塚字東288-3	088-694-5151 対応時間 8:20~17:20
杜のホスピタル	阿南市見能林町築溜1-1	0884-22-0218
富田病院	海部郡美波町西河内字月輪129-4	0884-77-0368
折野病院	美馬市美馬町字ナロヲ25	0883-63-2569
桜木病院	美馬市脇町木ノ内3763	0883-52-2583
秋田病院	三好市池田町州津堂面215	0883-72-0743
ゆうあいホスピタル	三好郡東みよし町中庄728番地1	0883-82-1100

診療時間などについては、各医療機関にお問い合わせ下さい

資料編

1 小松島市自殺対策計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざすため自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の市町村自殺対策計画として、小松島市自殺対策計画を策定し、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、小松島市自殺対策計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小松島市自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) その他自殺対策の推進に関し必要な事項
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 策定会議は、会長、副会長それぞれ1人ずつ置き、会長は市長をもって充て、副会長は教育長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる機関及び団体（以下「団体等」という。）の代表者又は団体等から推薦された者をもって充てる。

- (1) 医療・保健・福祉関係
- (2) 教育機関
- (3) 商工労働機関
- (4) 警察
- (5) 民間団体
- (6) その他必要と認められる者

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は策定会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、市長から委嘱を受けた日から小松島市自殺対策計画策定日までとし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は小松島市保健センターが行う。

(会議)

第7条 策定会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営について必要な事項は会長が策定会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月14日から施行する。

2 「小松島市自殺対策計画」策定経過

日 程	内 容 等
平成 30 年 8 月 28 日	第 1 回小松島市自殺対策計画策定会議 1. 小松島市自殺対策計画策定会議の設置について 2. 小松島市自殺対策計画策定について 3. 市民アンケート調査について
平成 30 年 9 月～10 月	こころの健康に関する市民意識調査
平成 30 年 10 月 4 日	庁内事業棚卸し作業説明会
平成 30 年 12 月 20 日	第 2 回小松島市自殺対策計画策定会議 1. こころの健康に関する市民意識調査結果について 2. 小松島市自殺対策計画素案について 3. パブリックコメントについて
平成 31 年 1 月 15 日～2 月 1 日	パブリックコメント実施
平成 31 年 2 月 15 日	第 3 回小松島市自殺対策計画策定会議 1. パブリックコメントの結果について 2. 最終案確認
平成 31 年 3 月 14 日	小松島市自殺対策計画庁内説明会

3 小松島市自殺対策計画策定会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属	役職等	備考
阿 部 重 利	社会福祉法人徳島県自殺予防協会	会 員	
稲 田 米 昭	小松島市社会福祉協議会	会 長	
岩 佐 敏 一	小松島市老人クラブ連合会	会 長	
岡 本 秀 文	小松島市 PTA 連合会	会 長	
高 芝 朋 子	徳島赤十字病院	心理判定員	
武 中 勢 一	小松島商工会議所	専務理事	
畠 山 ツミ子	小松島市連合婦人会	会 長	
濱 田 保 徳	小松島市	市 長	会 長
前 田 淳 介	小松島市民生委員連絡協議会	会 長	
森 本 浩 二	小松島警察署	生活安全課長	平成 31 年 1 月 31 日まで
大 野 和 雄			平成 31 年 2 月 1 日から
横 山 敦 子	徳島県精神保健福祉センター	次 長	
吉 岡 忠 則	小松島市福祉事務所	所 長	
吉 岡 誠	小松島市	教 育 長	副 会 長

小松島市

自殺対策計画

<発行年月>平成31年3月

<編集・発行>小松島市 保健センター

〒773-0001

徳島県小松島市小松島町字新港9-10

電話番号：0885-32-3551

F A X：0885-32-4145